京城日報
二十三日夕刊（朝夕刊併せて八頁）
發行所 京城太平町通一丁目 京城日報社
印刷人 小川三之助

# 第四十回帝國議會（東京特電）

## 衆議院（二十日）

（二十三日第四日より續く）當日質問の先頭者として政友會の闘將床次竹二郎氏登壇質問を三項に分ちて稀みに曰く

▽床次竹二郎氏（政友）（一）今回の増税は軍備充實の資に充つと稱するも減税を爲さん爲めに増税せんとするものならずやと思惟せらるゝものあり、租税政策は産業政策社會政策と密接なる關係あり意義徹底せりと認むる能はず政府は之を固執せんとするか（二）政府の提案せる國防計畫は頗る姑息なりと認むるや（三）政府は日支親善に於て政府不干渉を聲明す左れど事實に於て南方を壓ふるものに非ざるか

之に對して勝田藏相登壇

▽勝田藏相　首相に代り第一問に答ふ可し、政府は増税計畫を立つるに當り各種の税制を整理する必要を認めたり故に増税と減税と相並ぶも計畫の矛盾に非ず、但し他に良案あらば敢て此案を固執せず之れ立案政治家の執る可き常徑なればなりと答へ降壇、次に本野外相登壇

▽本野外相　政府は支那の北方を助け南方を壓するが如き事無しと簡短に答辯、次に首相登壇

▽寺内首相　國防に固定的國防と流動的國防とあり今回は此兩者を補充せるものにて海軍は艦隊補充陸軍は兵器改良を爲さんとするものなり

と述べ降壇するや憲政會の猛將尾崎行雄氏壓かれて登壇同氏は質問を七項に分ち例の健辯を振ふ

▽尾崎行雄氏（憲政）（一）戰爭の目的に關して寺内首相は未だ之を聲明したる事無し、米國大統領は軍閥主義を打破する迄戰を止むるものに非ずと云へり、寺内内閣は軍閥主義を以て終始し寺内首相は昨年警察部長會議に民主々義は國體に反する故撲滅せよと訓示したり斯くの如きは聯合國の目的と扞格するものに非ずや首相の所見如何（二）政府は那邊迄共同作戰を爲さんとするものなるや出兵の要求ありたるに對し之を謝絶せしは如何なる理由に依るか（三）今回の如き狀態にて政府は講和に際し我帝國の立場を造り得るや如何（四）政府は米國と軍事協定を爲せりと云へるに浦鹽に英米の軍艦の去來しつゝあるは帝國の眞意了解せられざるを證するものならずや（五）露國の擾亂に對し政府は何等の措置を執りたるを聞かず如何（六）外相は講和問題に關し何等の協議を受けずと云ふも之無責任に非ずや協議無しとて風馬牛に看過するは帝國の立場を輕視するものなり宜しく戰爭の目的永遠の講和に關する手段方法見識の一端を洩す可し之民心の歸向、國論の統一を促す所以なればなり（七）寺内内閣は對支外交に於て内政不干渉を標榜しつゝあるも支那の大勢世界の大勢に逆行する段内閣を助けて參戰を勸誘したる結果延いて今日の如き紛糾せる支那の時局を誘致せるものに非ずや

と述べ尾崎氏降壇するや本野外相は悠然壇上に身を運び各項に對して答へて曰く

▽本野外相（一）今回の戰爭の目的に關しては時の關係上尾崎氏の熟知する處なれば尾崎氏に聞かんとするところなし現政府は宣戰の詔勅を奉じて之が遂行を期するのみ（二）尾崎氏は出兵問題に對して政府の措置に反對なるやの口吻を洩らされたるも苟しくも前内閣に於て當時出兵問題に關し或方針を執りたる尾崎氏としては斯かる質問を爲す能はざる可し本大臣は之以上答辯するを欲せず（三）聯合國とは充分意思疏通し居り尾崎氏の憂慮する如き事實無しと突つ放し（四）對露政策に就ては前にも述べたる以上を云ふ能はず（五）一般講和に就きては今政府の意見を表示す可き時期に非ず、と既に簡短に答へ（六）對支政策に就きては政府の交渉しつゝあるは段瑞氏其人と何等の交渉を爲し居らず又日本が參戰を慫慂して支那現下の政局を誘致せりと云ふは意見の相異にて遺憾の至りなり（七）寺内内閣成立後日支關係は云々せられたりと云ふも本大臣は含蓄其の反對を語するものなり事實日支親善の度如何に進展せるやは公平なる第三者の判斷に俟つ

と答ふるや與黨三派よりの盛なる拍手喝采を浴びて降壇するや尾崎氏切りに「議長！議長！」と連呼するも議長は鈴木梅四郎氏（國民）を呼く

▽鈴木梅四郎氏（國民）現内閣は社會政策を施さん爲め減税を爲さんとするは姑息不徹底の嫌あり殊に國防充實の爲め將來多大の國帑を要せんとする時多數貧民に對し如何に施設せんとするか

と問ひ

▽勝田藏相　政府は社會政策の名を以て減税を爲さんとするものに非ず、但し減税は固より貧民救助の公平を計るは勿論物價騰貴の防止に充分の考慮を爲しつゝありと答へ次で阪本金彌氏

▽阪本金彌氏（國民）山東省は日米共同宣言の結果撲獲の土地に對し優越權は認められたるも山東省は如何なる地位にありや（二）地中海の艦隊は如何（三）製鐵業の自給自足の實を擧げ得るや（四）政府は幾程の歳月を要するや（五）國防計畫に附したる船舶増税計畫は頗る不徹底なり戰後如何にせんとするか元來政府が國民に基礎を置かざるなり首相は更らに國民を接する途無きやと問ひ

▽本野外相　山東省に關しては今此所に言明する時期に非ず地中海派遣艦隊の目的は敵艦の跋扈を防がん爲めなりと答へ次に

▽仲小路農相　製鐵事業は近き將來に自給自足の域に達す可しと述べ更らに

▽田遞相　船舶問題は目下鋭意研究中なりと答へ次に

▽寺内首相　今回の國防計畫は補充を目的とせるものにて之を以て既に完全なりとするものに非ず本大臣も國民の一人なり國民を度外視して此の軍國の重大責任に當らんとするものに非ず本大臣は之が爲めには身を捧げて奉公を期するものなりと述べ次に

▽勝田藏相　増税政策に就きては猶研究調査の餘地あり尚今回の國防計畫に對しては今回の増税にて足るものなりと答へ

降壇次で

▽今井嘉幸氏（新政）政府は對支政策に就て公平を云ふも北方援助の實を擧げ自ら矛盾せり支那北方を援助して實力を作らしめたる南方を援助する必要を覺えず段氏萬能の林公使を北京に駐らしめ置くが如き斷じて不可なり

▽本野外相　政府は支那の分裂を希望するに非ず支那全體の隆盛を希望するものなるが故に特に南方に偏せんとの意見には賛成する能はず斯て岩崎勳氏（政友）の勸議にて質問を打切り午後五時十五分散會翌二十三日午後一時より更らに質問繼續の事となれり

# ◉徵兵令改正案

十九日政府提出

十九日政府は貴族院へ徵兵令改正案を提出したるが改正の要點は大略下の如し（東京）

▲六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたるものは兵役に服することを許さず

▲左に掲ぐるものにして陸軍豫備役將校同相當官たるの希望を有する滿十七歳以上廿一歳未滿のものは志願に依り一箇年間陸軍現役に服するを得此場合に於ては其現役中の食料被服裝具等の費用は自辨とす但費用の一部を官給することあるべし

第一　官立學校（小學校を除く）師範學校又は中學校及選科等の別科を除く）勅令の定むる所に依り中學校を卒業したる者と同等以上と認むる學校の學科程度を有する學校を卒業したるもの

第二　前項に掲ぐる學校に在學するものにして二十二歳未滿迄に卒業し入營することを得るものも亦前項に同じ

前項に依り志願を爲したるものは卒業まで入營を延期す

第二項に掲ぐるもの滿二十二歳以上に非ざれば卒業し入營することを得ざるに至りたるときは抽籤の法に依らずして之を徵集す

第一項又は第二項に依り現役に服するものは其現役中之を一年志願兵と稱す六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたるものは一年志願兵たるを許さず

一年志願兵の現役を終りたる者の豫備役服役期間は勅令を以て之を定む

▲二十歳未滿にして師範學校を卒業したる者又は滿二十三歳迄に之を卒業すべき者は一箇年間陸軍現役に服せしむ前項に依り現役に服する者は其現役中之を一年現役兵と稱す第一項の場合に於て師範學校在校中のものは卒業迄入營を延期す一年現役兵の現役を終りたるものは直に

一年現役兵の現役に服すべきもの其現役中のもの又は其の現役を終りたるもの左の各號の一に該當するときは之を徵集す但滿二十一歳以上のものゝ徵集は抽籤の法に依らずとす

第一　滿二十三歳迄に師範學校を卒業せざるに至りたるとき

第二　師範學校卒業の年に入營したるもの其現役を終りたる日より六箇月を經過したる後に於て小學校の教職に在らざることあるとき

第三　師範學校卒業の年に入營せざるもの卒業の日より二箇年を經過したる後に於て小學校の教職に在らざることあるとき

第四　小學校の教職に就くの資格を有せざるに至りたるとき

一年現役兵の現役を終りたるもの前項に依り徵集せられたるときは一箇年現役期間を[illegible]

[illegible]

# ◉東宮御見舞

皇太子殿下に於かせられては李王殿下李王世子各殿下及び李堈公殿下に對し東宮侍從より御見舞の電報あり山縣政務總監は閔李王職長官を經て其旨其々傳達したり

# ◉政務總監出發

山縣政務總監は豫報の如く二十日午後七時五十分南大門發東上せり[illegible]

# ◉王世子御動靜（第十一日）

王世子殿下は二十四日午前中例の如く咸寧殿に伺候又王殿下御問安の後ち午後零時三十分石造殿に李堈公御親戚貴族李王職高等官を御招待午餐會を催され記念品を御贈與相成る由なるが同三時より更に同殿階下接見室に御親戚夫人及宮女官の重なるものを引見せらるゝ筈なり

# ◉辭令

二十一日附を以て左の通り辭令ありたり（東京）

任朝鮮總督府警務部長　朝鮮總督府警視兼　大橋常三郎

同　中村孝三郎

任總督府道事務官　敍高等官七等八級俸下賜　慶尚北道在勤を命す　[illegible]

任總督府事務官　敍高等官六等七級俸下賜　度支部總務課勤務を命す　[illegible]

任總督府事務官　敍高等官七等九級俸下賜　度支部關稅課勤務を命す　新田[illegible]

任總督府道事務官　敍高等官七等八級俸下賜　平安南道在勤を命す　[illegible]

任總督府事務官　敍高等官七等八級俸下賜　内務部第一課勤務を命す　[illegible]

任總督府道事務官　敍高等官七等　京畿道在勤を命す　[illegible]

# ◉高女校長會議

既報の如く高等女學校長會議は二十三日午前十時より總督府第二會議室に於て開會總督の訓示あり正午休憩午後諮問事項に對する答申あり同四時散會せり

# ◉鐵道新線の建設

京管局の關係職員會商協議

滿鐵京城管理局にては伊藤元山久門清津兩建設事務所長を本局に召集し二十二日以來

▲工務課長室　に於て川江課長以下關係高級社員會合何事か談議しつゝあるが其の内容に付仄聞する所に依れば大正七年の朝鮮鐵道新計畫は總督府特別會計豫算綱要の示せる如く永興輸城間乃ち北鮮縱貫鐵道二百八十三哩の八箇年繼續敷設鎭海昌原間十四哩を主なるものとし改良工事は南大門水色間の直通及び南大門驛の改築其他なるが右工事は全部鐵道局の命令により滿鐵京管局其局に當る事となり居れり唯總督府の提出豫算は未だ議會の協贊を經居らざる爲

▲公式の命令　は鐵道局より滿鐵に發し居らざるも六年度も餘日多からざると殊に北鮮方面は結氷期間永續するに付鐵道工事の如きは解氷期に入るか可成速に施工の必要あり其の關係上豫め會合となり諸種の打合せを行なひつゝあるなりと而して新線工事に對する當務機關は輸城より羅南を經て南に向ふ線を清津建設事務所其の敷設に當り又永興より咸興を經由北に走る鐵路の建設は元山建設事務所之れを掌るべきが七年度割當豫算額は二百萬圓弱に付其の多くの延長を見る事は難からんと目されつゝあり又

▲南大門驛の改築　に就ては南大門驛より京義線水色驛に至る直通線路は用地の買收も既に終り居り其の間のトンネルも一箇所位にてさしたる難工事にあらざるに付別に建設事務所を設けず本局工務課の直轄工事となすものの如きが唯鎭海昌原間は臨間十四哩あり且長トンネルあり又京釜線大邱附近改良工事等あれば之等を總括する一建設事務所の新設を見るに至るべし

# ◉朝鮮に於ける煙草嗜好の變遷及現況（三）

[illegible]とも稱せられつゝあり

▲畢竟消費者　を減じ紙卷煙草に嗜好を變じつゝある結果也輸移入品の内紙卷煙草及び刻煙草の如きは[illegible]作ふ結果に外ならざると同時に紙卷煙草の如きは朝鮮製品の供給增進に[illegible]此の如く漸次其數を減じつゝある結果也

朝鮮人間に於ける煙草の需要は主で[illegible]等の爲なるべし殊に朝鮮人向として嗜好に適する比較的安價なる朝鮮製細刻煙草の販賣高を見るに左の如く漸次減退を示せり

▲朝鮮製細刻煙草販賣高

| 年次 | 朝鮮製品 數量（千貫） | 朝鮮製品 價格（千圓） | 輸移入品 數量（千貫） | 輸移入品 價格（千圓） |
|---|---|---|---|---|
| 明治四十三年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 明治四十四年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正元年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正二年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正三年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正四年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正五年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

右の外朝鮮人間に於ける長煙管に使用する荒刻及び全葉の需要高を見るに左の如くにして荒刻は紙卷煙草の影響を受け漸次減少を來しつゝあるも全葉喫用は格段の變化なきが如し

▲朝鮮製荒刻及び全葉喫用量

| 年次 | 荒刻 數量（千貫） | 荒刻 價格（千圓） | 全葉 數量（千貫） | 全葉 價格（千圓） |
|---|---|---|---|---|
| 明治四十三年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 明治四十四年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正元年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正二年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正三年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正四年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 大正五年 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

以上各種煙草の需要高を集計するに明治四十三年は五百六十餘萬圓に過ぎざりしが大正五年に於ては八百六十餘萬圓に上り

▲三百餘萬圓　即ち五割餘の増加を示せり之れ一面人口の増加に伴ふものあるべきも主として朝鮮人の紙卷煙草喫用者の漸次増加する結果なりと謂ふべし今試みに大正五年の總需要高八百六十餘萬圓を大正四年末の現在人口一千六百二十七萬餘人に割當つるときは平均一人當の消費高五十三錢にして之を内地の一人當消費高に比較せば其の半額に達せず其の然る所以は朝鮮に於ける煙草の價格が内地に比し頗る安價なると殊に朝鮮人の大部は未だ極めて安價なる全葉喫用をなすが故にして其喫煙量に至りては遙に内地に優るものあり今暫く現在最安價なる長煙管用の全葉

▲喫用煙草に　付てのみ觀察するに若し現今の全葉喫用者が全部下級の刻煙草に變遷するものと假定し該全葉喫用量を刻に換算するときは約二百七十萬貫を要し之を内地の最下級品なる『ナデシコ』の價格にて算出するときは一千八百九十萬圓の巨額に上るべく今全葉喫用以外の製品が大部分依然として現今の如き安煙草より成るものとし其需用高五百五十餘萬圓を加ふるときは一箇年に約二千五百萬圓の消費を見るに至るべく

▲之を試みに　前述の人口一千六百二十七萬餘人に配當するときは、一人當一箇年の消費額一圓五十錢となるを以て朝鮮に於ける一人當の消費の尠少ならざるを察するを得べし（完）

# ◉平和促進同盟罷業

維也納軍需品工場作業不能

平和促進を目的とする同盟罷業者十萬人を超え維也納の軍需品工場は悉く作業不能となれり維也納の守備兵は罷業者を壓迫する事を拒めり（倫敦電報）

# ◉黑龍江上流暴動

ネルチンスク（黑龍江上流）にて暴動起り同地日本人全部引揚げたり（露國消息）

# ◉吉田博士逝去

大日本地名辭書の著者文學博士吉田東伍氏は二十日銚子吉野屋旅館に逝去せり享年五十三歳（東京特電）

[illegible]

# ◉十八銀行株主總會

株式會社十八銀行にては廿日午後一時同行に於て定時株主總會を開き大正六年度下半期決算及び利益金處分案其他を附議したるが利益金處分案は左の通り決定したり（長崎）

利益金處分案

[illegible]

# ◉鮮銀爲替會議

朝鮮銀行にては最近重役局長並に關係店長會同の上外國爲替に關する打合せ會議を開きたるが今後も同行店務の擴大と外國各地との諸種取引關係益々複雜するに伴ひ時々此種の會同を開く事となるべし

# ◉韓一銀行株主總會

韓一銀行に於ける今期定時株主總會は來る二十五日午後三時より長春館内に於て開會の筈なるが今期株主配當金も前期の三分に一分の増配をなし年四分配當の豫定なりと

◉木本支配人東上　京城電氣會社支配人木本倉二氏は株主總會列席のため二十三日午前八時四十分南大門驛發列車にて東上せり

# ◉京商役員會

京城商業會議所にては二十四日午後二時より役員會を開き左記議案を附議すべし

一、京城商業會議所（公會堂兼用）建築敷地無償貸付を總督に請願の件

二、本年朝鮮（又は鮮滿）商業會議所書記長會議を京城に開催の件並に其の準備事務打合せの爲め全滿各書記長を招待の件

三、始政五年記念朝鮮物產共進會京城協贊會長より總督府へ保管せる同會剩餘金一萬六千三十七圓五錢五厘を京城商業會議所（公會堂兼用）建築費中へ下附請願の件

# ◉檢察事務講習會

京畿道警察部主催檢察事務講習會第三日は二十三日午前九時三十分開催午前は法令午後は實務の講習あり水野警視の科外講話あり午後四時三十分散會せり

# 東京より

在京一記者

## 支那内爭と傍觀主義

○支那の現狀は露國の無政府的狀態と稍や其の趣を異にするも南北紛爭益々紛糾を極め混亂的形勢を實現しつゝあるに至ては則ち一也

○之を北方派に見るに安徽派と直隷派とに分れ直隷派は調停主義に接近しつゝあるが如しと雖も安徽派は專ら主戰討伐を主張し天津會議の結果十六省督軍一致して討伐令を下さしむることを馮總統に逼りつゝあるは昨今の狀態也左れば彼等の一致して馮總統に強要し討伐令を下さしむとするは即ち安徽派を中心として北京の政局を左右し馮氏を排して徐世昌氏を大總統に推し段祺瑞氏をして國務總理たらしむとするに在るが如し、北方派分裂の狀勢は掩ふ可からざる也

○又南方派の狀勢如何を察すれば彼等は各種の人物各別各種の意見を主張し復た統一せる定見と統一せる勢力とを有せず、孫文氏等の馮政府を否認して純民主々義を主張する一派あり唐繼堯氏等の舊國會回復說を支持する一派あり陸榮廷氏等の新國會召集も亦不可ならずとする一派あり又た岑春煊氏等の專ら南北調停を主張する一派あり南方派も亦た雜然として團を結び四分五裂統一する所無きは事實也。

○吾人より南北兩派を見るに是れ所謂蝸牛角上の爭のみ兄弟鬩牆の爭のみ恰かも一家内に於ける夫婦喧嘩に異ならざる也。此時に當り我が帝國が支那の國民性と其の朋黨の由來とを諒解せずして北方を援助するも南方を援助するも益無きは必ずしも智者を俟て後之を知らざる也、故に吾人は支那の内爭は姑く其の成行に一任し其の内爭の一段落を劃する時を待て積極的手段に出づる乎又は南北兩派が一致して誠意を披瀝し其の調停を乞ふ時を待て斡旋の勞を執る乎、兩者宜しく其の一を擇ばざる可からざるを認めずんばあらず。

○此際我が政府が依然内政不干涉主義を標榜しつゝ傍觀の態度に出づるは吾人其已むを可からざるを認め支那政局の歸著點に就て愼重なる注意を拂はんことを望まざるを得ざる也。

## 人事消息

▲宮川五三郎氏（平壤電氣會社長）二十二日朝退京

▲小池元司氏（鎭南浦精練所長）二十二日午後入京

▲中村孝三郎氏（湖南銀行員）入京中の處二十三日午前八時四十分南大門驛發列車にて内地に向へり

# 惜別の御氣色無し

## お喜びを湛へて李太王の御物語

李王世子殿下の御歸東は愈々二十六日となり御滞在日數も殘り少くなりし爲め李太王殿下には嘸や御名殘を惜まるゝ次第ならんとて事務官韓相鶴氏は太王殿下に

▲御意中を　拜察するに、李太王殿下の御胸中は意外にも然る御氣色だになく韓事務官に仰せらるゝ樣「是までの世子ならば斯かる時名殘りを惜みたる事もありしも、今となりては決して然らず、我天皇皇后兩陛下には常に世子を

▲御慈しみ　あらせ給ふこと諸皇子と些かも異らざる次第なれば殿々世子より聽ける處なれば毫も惜別の情起らず寧ろ斯かる有難き貴き方の御手許に撫育せらるゝは世子の幸せ是より大なるはなかるべく、殊に昇進も早く既に陸軍少尉に任官せられ…從來よりは頻々對顏し得る機會もあるべければ決して憂ふべき事にあらず…と」

## 大雲覇

### 屍體百四十

山形縣大石田…に於て坑夫は…せられたる屍體百四十七名の内…名は…（東京電話）

## 大造殿の棟上げ

昌德宮大造殿の立柱式は二十二日午後五時三十一分より行はれ次で上棟式を行ひ夫れより熙政堂の立柱式に次で上棟式を行ひたり

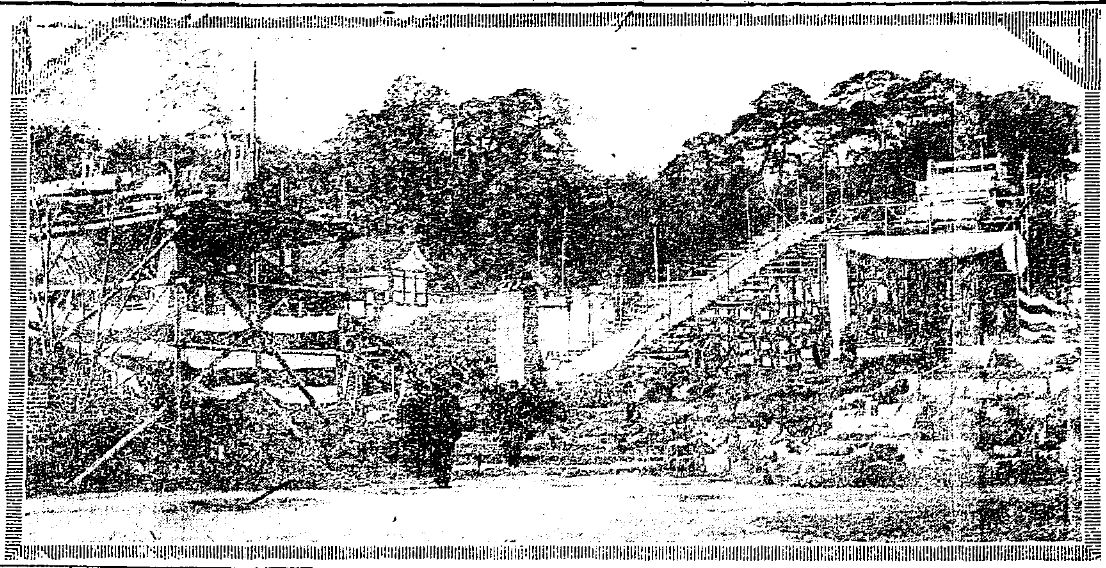

寫眞は大造殿立柱式の光景なり

## 養蠶所燒く

去る十七日午後五時十五分慶北醴泉郡醴泉原蠶種製造所より發火し…同所宿舍及び養蠶室の二棟を全燒し…同六時十分漸く鎭火したり發火の原因は當日同所の主任にして蠶業技手なる醴泉…氏出張不在中にして…の婦人が温突の火を焚きつけたる儘市場に買物に赴きたる後にて温突の焚口に積み在りし松葉に火が移りたるものゝ如く損害は約千八百圓にして内蠶種代價は約六百圓なりと

## 勤勉の人

### 逝ける手島氏

前東京高等工業學校長手島精一氏は二十一日逝去したが氏は元沼津藩士で…氏の家庭に生れた人であつた。…維新後に至つて明治三年大學南校に入り後ち…

發生が在くならう…として米國へ往つて見やうと云つて…頗に出かけたが…幸ひにそれを聞入れて留學を許可した。そして氏は米國…して米國に渡つたのが明治三年で初めは友人の忠告に依て法律を修める積りであつたが何うしても自分の天分が法律には適當でないと云つて理化工業に關する學問を研究する積りでフィラデルフィヤ大學の理科大學に入學した。その中日本に於ては廢藩置縣の騷ぎがあつて藩よりの仕送り方が怠るくなつたので仕方なく理事官の通譯になつて歐羅巴に歩を廻つてゐたが明治六年に歸國して翌七年に今の大學の前身なる開成學校の監事になつて理學博士山川健次郎氏及び井上良一氏等と一緒に働いた。その後明治九年文部省の役人としてフィラデルフィヤ大博覽會に派遣されて同會場内ロシヤ陳列所の工業教育に關する出品物を見て大いに發奮し

て歸る處があつて歸國後專心に工業教育の發展を計つたその後度々海外に派遣された。イギリスの博覽會にも派遣されて上野教育博物館の館長として二十三年間勤めてゐた。明治十八年官制改革されて博物館は廢止されて文部省に入つて今の高等工業學校長になつた氏はその時の幹事小山健三氏と共に大いに校内の改革を試みて應用化學科、窯業科、織染科、電氣科等を皆獨立させ工業教員養成所、女子職業學校、職工徒弟學校等を設立して稍々低級なる實地的工業を教へた。斯くの如くして氏は我國の工業を隆興ならしめたのみならず氏の人格は終始一貫し勤勉精勵にして

高等工業學校長時代も老體に拘はらず朝早く出勤し構内を一巡して掃除の屆かぬ所、設備の不完全な所を一々直ほさせ、夜は補習の夜學校のためにも遲くまで居殘つて事務を取つてゐたが老體なので去る大正五年高等工業學校長を辭し同校の名譽教授になつてゐた。しかるにこの度突然腦溢血のために逝去せし事は我工業界のために誠に惜むべき事である

手島氏の座右銘

精神一到何事不成、自彊不息、自疆不息、…

## 捕はれた佛國前首相（五）

### 隱れた手でボロは大臣を引く彼は總て暴露せむ

心中密かに不平を懐き居たるボロ・パシャは此の一婦人の紹介にて…の勸告に從ひ再び獨逸政府に接近して運動資金の少額を得て一方よりは獨林より勸誘せられたるものゝ如くして…

## 我が校是

### 高女校長訪問記

二十三日から新年初めの全國高等女學校長會議に出席せる各校長から其の學校の校是と云ふべき女子教育上の意見を聞く事にした

### ▽理解ある服從

仁川高等女學校長　和田英正氏談

私の學校では高等女學校が非難を蒙り易い實科教育の缺陷を補ふために、英語を廢して其替りに裁縫と家事の授業時間を増加しました。次に將來の婦人は情操教育を人格の養成上閑却する事は出來ぬが、理智即ち頭腦を肥やし總てのものに對する理解力、判斷力、創造力を培はねばならぬと云ふ事は今回の歐洲戰亂に伴ふ社會組織の變遷に徴しても瞭であります

本校では實科教育を施すと共に精神の養成に努めて居ります、婦人の地位はだんく向上して來ました。從つて從來の如く盲目の服從でなく理解して居るの時でない、斯くも理解ある服從の德をもつた婦人ならねばならぬ、此が我校の校是として職員一同が勵精して居る處のものです、斯樣に一般的にも頭腦のある婦人を作り上げると共に健康を増すためには或は休憩時間を改良して生徒の疲勞を解消し、或は冬期中の運動不足を研究した結果放課後は強いて運動させぬ原因を研究して自分の體力を歩ませて自ら熱心に運動を奨勵して居ります

### ▽比類ない學校

釜山高等女學校長　小川丈夫氏談

私の學校は元實科女學校であり昇格したのが昨年四月から高等女學校となりました生徒は本年の四月には九十名以上を數へるだらうと思つて居ります入學志望者は三十名を收容するので女學校生徒九十名を收容する處は全國に比類ない例であると思ひます、山來鎭海浦は居住者の資力も相當に充實して居るし上級の人々の篤志家、德望家があつて圓滿に自治を計つて行きますから、學校組合費なども只一人として賦課率に異議を申立てる者もないのではありません、それで教育に熱心であるから學務當局者も非常に行りよく他地方に觀るやうに組合會の內紛のため被教育者を教育上の路頭に迷はせる樣な事がないのは幸福と云はねばなりません我校の校是としては高等女學校規則通り其の趣旨に基くの外はありません

## 飛機製作職工

### 佛國へ

英工廠にては飛行機製作職工二十名を二月下旬佛國へ派遣す可し（東京電話）

## 依然交渉と取引を

継續しつゝありしものゝ如し而して遂に彼は佛國官憲に捕へられ投獄せられたる次第なるが、ボロ・パシャは今や大病に罹り居て官憲は彼に手當を施し治療を行はせつゝあり、而も彼が此の病氣たるや實に巴里に隱れたる手ありて兼る手段を行ひ彼の告白を無能ならしめんとせるによるもので…に當局の機密に…次第に快方に向ひつゝあり當局は之れ彼をして總てを告白せしめんとしつゝあり、彼の心身の恢復を待ちて…

### 何れ全世界を驚倒

せしむべき大事件も…當人の證言に依りて…罪に…を知る…べき…なれば近き…

## 逝ける吉田東伍博士

## 綾殺して家具

### 強奪す

二十二日午後四時大阪北區…德山ユキの留守中…老母キミ(…)を綾殺し同家の蒲團家具等を車に積み逃走したる強盜あり犯人嚴探中（大阪特電）

## 金一封宛を

### 鐵道員に

#### 久保局長の慰問

久保滿鐵京城管理局長は小林庶務課員を隨へ十九日より二十二日まで京義線平南線方面各驛に於ける從業員の慰問をなし二十四日から京釜線を上りつゝ各驛員保線員其他を慰問するさうだがこれは局長が寒中非常に忙しい現業員の勞苦を幾分でも慰問しやうと云ふ趣旨から巡回するので小驛と雖も…

## 加藤一郎愈々

### 起訴さる

▼横領被告人として大邱商業會議所特別評議員の肩書を有する代理業者加藤一郎が横領被告人として大邱警察に…された一件は取調べを受けたる事實大邱地方法院…に…

…二十八日檢事局より公判に附せられ…被告…

## 課題募集規定

（讀者文藝）

[illegible]

□募集規程　▲用紙は端書又は同形の用紙一枚毎に雅號又は本名の外に住所氏名明記の事▲一等に五十錢書籍券を呈す▲賭賞は…

## 商況

### 東京期米特電

[illegible]

### 兵庫期米

[illegible]

### 深川正米特電

[illegible]

### 大阪三品特電

[illegible]

### 大阪株式特電

[illegible]

### 大阪期米特電

[illegible]

### 下關期米同電

[illegible]

### 大阪期米

△二十三日後場

▲當限寄付　二十五圓四十四錢
▲中限寄付　二十五圓十九錢
▲先限寄付　二十五圓八錢

[illegible]

### 天氣

晴れ

（廿三日午後六時まで）

二月二十四日

### 市場雜觀

[illegible]

## 天井史激甚

## 鐵板昂騰す

## 三六物五圓方上伸

## 一躍二十圓方奔騰

## 錫更に引締む

## 更に一割方の昂騰

## 約五六圓方引締

## 麥粉依然強硬

## 砂糖は不味

## 市中値は騰り

## 々呼値

## 日米御値上げ

## 二十錢方小賣相場

## 綿絲布不勢

## 現物平票十六圓

## 手三百〇八圓

## 十一圓四十錢

## 正米更に昂騰

## 鮮商側依然

## 十錢方の上値見當

## 今日の反動は又一朝變調

### 下關相場

[illegible]

### 京城正米

[illegible]

### 鮮米標準格付

[illegible]

### 仁川正米

[illegible]

### 南大門廻穀

[illegible]

### 仁川期米

### 二十三日前場

[illegible]

## 三巴仲買店

仁川米豆取引所仲買人

## 大五仲買店

仁川米豆取引所

## 仲買店

仁川米豆取引所仲買人

## 仁川米豆取引所

二十三日の二月限

[illegible]

# 安東重要物産
何れも新春の意氣旺盛

▲柞蠶糸市況　昨年十一月迄は産地相場販賣地相場に出合はざりしを以て商談杜絶の狀態なりしも十二月に入りて販賣地相場と稍寄せを見且つ産地側の生産高旺盛と相俟つて爰に市場は活況を呈し十二、一の兩月に於て日本內地よりの買註文又頻々として入込み其の出來高は大約一千箱此の金額約七十萬圓の多額に達し益々好調を以て持進みつゝあり爰許持係の蠶林料の湧出せざる限り輸出は當分好況を以て持續せらるべきか

▲大豆粕豆油雜穀　新春に入り內地期米高の影響を受け大豆相場上伸、大豆粕相場も亦之れに連れて順次上押し昨年十二月末安東驛貨車乘り一圓六十二錢見當も一月に入りて八錢方を唱へたるも一月に入りて八錢方の上押、手合高約十五萬枚、何れも商値買進みの氣勢、豆油も米國仕向けとして神戸方面の註文入込み是れ又買氣旺盛、大豆及び雜穀も小口ながら非常に商談を見つゝある狀態、兎に角一般を通じて市場は緩々好氣配を以て進みつゝあり

▲材木類　大正六年度に於ける鴨綠材流下數量は筏數四千九百八十九臺此の連數百七十三萬八千七百四十四連、此の金額正に七百餘萬圓なり、例年來資金品として翌年度へ持越さるべき數量は普通六十萬尺締を算するを以て例とせるも、六年度に於ては例年に比し需要旺盛なりしと先行高見込との爲め日支兩商共思惑買進み非常の多額に昇り爲めに流下材の大半は買約濟となり未賣約として本年度に持越されたる數量は僅に十萬連を越ざるべき狀態なり、然れば本年解氷の需要期迫りの爲め各方面よりの註文入込み例年閑散なるべき昨今も既に製材の餘力皆無の狀態を現出し居れり此の趨勢を以て解氷期に入らば註文の輻輳と在荷薄とにより爰に相場の狂騰を見るは殆んど疑ひを挾むの餘地なきものゝ如し、現相場は紅松二分六厘、白松二分見當を唱へつゝあるも三四月にも入らば少くとも一二割方の上伸あるべしと一般に稱へ商況は好氣配を以て騰勢強きものゝ如し

## 奉天歲末市況

衙府年末に際したる奉天の市況は概して昨年よりも順調にして支那商側に於ても市況活潑大したる破産者等もなき有樣なり但し支那側各銀行は紙幣兌換の損失に苦しみつゝある模樣にて且つまた昨秋來發行せられたる奉天興業銀行の四分利付債券は支那側に於て一種の不換紙幣の代用に發行したるかの觀ありてこれが爲めに財界に影響する處尠からず目下支那商及び銀行錢莊等にてはこれが善後策を考究中なりと

## 年末鐵嶺財界

鐵嶺年末を控へたる鐵嶺の市況は日支人共に順調にして支那人側は依然として根抵深く[illegible]に於ける銀行[illegible]決濟の爲め[illegible]にも拘らず[illegible]の有樣な[illegible]落の爲めに打撃を蒙りたる者尠からざりしも其の後値段の持直しと共に漸次回復し昨今は最も更に同地日本側は[illegible]取引多[illegible]を引繼ぎたる[illegible]銀行出張所に於て[illegible]も執務し居れりと

# 都督府防疫
鼠疫に對して

關東都督府にてはペスト防疫に關し過日來屢々會議を開き防疫方法を議したるが鼠疫が現在の如く綏遠又は張家口以西に局限せられ居る場合即ち現狀を第一期とし防疫施設としては

▲都督府及び滿鐵より醫師を特派し流行地に於ける實況を探知し且つ北京公使館及び滿鐵に內務省派遣員に時々流行地狀況の通報を依賴し其の流行蔓延の細心の注意を拂ふと同時に北京公所、在天津日本領事館、山海關及び秦皇島守備隊及び錦州赤十字救護所等には各其附近に

▲患者發生せる際に關係者を依賴するの外都督府及び滿鐵關係者會同打ち合せ消毒器具豫防衣、消毒藥其他必要なる諸材料の調査、患者收容隔離所の調査、防疫事務員の調査、告諭及び防疫心得起草、流行地方と

▲滿洲地方旅客及び貨物運輸狀況の調査に着手すると同時に關係を有する支那官憲及び朝鮮總督府及び拓殖局等と連絡を取る事、奉天營口等の傳染經路地に在る衛生當局者に訓令し其の注意を促す等以上は直ちに實行し

▲第二期の防疫　施行は北京天津地方に患者發生し、滿洲地方に侵襲の虞ある時期を以てし都督府にては直ちに防疫告諭を發すると同時に防疫心得を公布し其の讀本を各戶に配布し防疫に關する講演會を開き一般の注意を喚起し

▲防疫に關する智識の普及を圖り場合に由りては流行地方より關東州に渡來する苦力の上陸を禁止する事、臨時防疫機關を設け汽車檢疫を施行し一方居住民に對し檢病的戶口調査を勵行し

▲奉天及び營口には直ちに患者收容所及び隔離所を開設し其他は必要に應じ逐次に之れを開設する事、開業醫師に對しては急性熱性患者に對し特に注意を促し疑はしき者は直ちに防疫當事者に申告せしめ更に支那官憲と協議し山海關、奉天、營口、河北驛等に

▲停留所を設置し支那側の醫員其他職員の雇聘に付き能ふ限りの便宜を興ふべし又京奉線に第三期は愈々南滿鐵道沿線及び關東州其附近に患者の發生せる際に於て施行すべき[illegible]の打合せを爲す筈なり

▲共同防疫會議を組織し之れと連絡を保ち防疫事務の周到を期すると共に民間にも亦防疫組合を設けしめ一定の區域內に於て防疫事務を幇助せしめ其他流行に應じ機に臨んで遺憾なき事を期すべく目下は防疫施行第一期として其計畫の實行を開始せり

# 鼠疫にあらず
天津の病氣は冬疫

關東都督府にては天津にペスト發生の眞僞に就き在天津帝國總領事館に電照したる處十七日午後總領事館より返電ありたるが該電文に天津地方に冬より冬疫と稱する傳染病發生し殊に天津監獄內に猖獗を極めたるを以て當總領事館に於ても特に之れに注意する處あり直ちに北洋防疫所醫員等に就きて調査したる處右の冬疫とは冬の疫病と稱し時々流行する事あり該傳染病は猩紅熱又は發疹窒扶斯なる事を確め得たり天津及び北京地方に鼠疫流行すとは全く北京日報の誤報に出で目下の處京津間は鼠疫發生の形跡なしとの事なるが該地方のペストは眞正症にて且病性甚だ猛烈なるを以て都督府にては同地方の流行狀況取調の必要あるを以て旅順療病院長技師中山[illegible]次郎氏を北京に派遣する事に決定したるが中山院長は十九日大連發[illegible]と共に奉天に於て內務省派遣の[illegible]博士氏原技師等の一行に加はる筈なり猶都督府衛生課長村田技師も同日奉天に赴き內務省派遣員と諸般の打合せを爲す筈なり限當總長は十八日來連大連民政署に於けるペスト防疫會議に臨席し大體の打合せを爲したり

# 大連より

○近來各方面から多大の興味を以て其の成立を待たれて居つた大連美術協會は二十日を以て其の發會式をヤマトホテルに擧げた

○それと同時に機關雜誌『美術』の第一號も發行せられ當日來會の人及び來賓に頒たれた雜誌『美術』の[illegible]は其の內容を盛るに相應しい裝釘を凝らしたものである

○口繪大連の街(鶴田梧郎)の如何なる趣味に生れ如何なる方面に向つて出發せんとするかを語つて居る

○創作には西村濤陰氏の『基督の客』上田恭輔氏の『根み』島野三郎氏の『故郷の林檎の樹』飜譯小說清島蕉水氏の『死の價値』鶴田梧郎氏の『人間の顏』香月尚枝氏の『支那[illegible]の研究』村岡樂堂氏の『ストラヴインスキーと露西亞民謠』西村氏の大連の家(建築美)の小品及び評論が揭げられてある

○何れもキビ/\とした精練された書き方が何のページを繰つても力強く其の云はんとする所を表現して居る之等はよく各地方で發行される所謂地方文士の地方文藝雜誌と其の類を異にして居る事を證據立てゝ居る

○しかし作品が何れも一種の氣分あるものばかり一眞に自己の藝術自己の表現でないのが甚だ物足りなかつた滿洲大陸の風物人事を題材とした作品の甚だ乏しかつた事を物足らなく感ぜしめた

○自己が遠き過去に經驗し又は他人の著作から得たるものを再現する事も勿論藝術品として何等の變る處はないが[illegible]等が[illegible]の藝術家に要求して止まないものは[illegible]である其の力強い[illegible]作品である[illegible]を要求して居る此の點は[illegible]の[illegible]を[illegible]はしたい

○當日の[illegible]上田恭輔氏の[illegible]に就て」[illegible]大塚[illegible]氏の[illegible]まれたる[illegible]があつて何れも大きい合の美術[illegible]に値する[illegible]は藝術の[illegible]を[illegible]に[illegible]各氏の[illegible]に解釋せられたものであつて何れも面白い議論で當に藝術の範圍を議論して居るやうにばかり聽きて物足りなかつた今後は此の範圍から一歩を進めて直ちに植民地の爲めに氣を吐いて貰ひ度いと思ふ

○陳列室には鶴田梧郎氏、香月尚枝氏、西村濤陰氏其他の繪畫渡邊素氏の塑像などが陳列されて居た

# 辨當のお菜は
─作る者も食ふ者も─

▽餘いものほどよい

▽餅は安價で滋養

職務のある御主人を慰め可愛い子供等に美味しくそして經濟的にと毎日主婦の頭を痛めますものはお辨當でありましよう然らば什麽風なおにしたならば滿足が得らるゝか左に實驗上から得た左る其樣のお菜を伺つて見ました

◆何でも經濟的でなければならぬ

第一の要素としなければなりません[illegible]といふものがあまり美味しく食べられるものではありません家庭の[illegible]は[illegible]飯を[illegible]で充分食べらるゝものであります[illegible]ら[illegible]と云ふものゝ爲め却つて[illegible]そのなかに食べさせるものでありますから其の消化を强く與へる[illegible]に[illegible]必要になつて來ます經濟上

◆經濟上からもよいもの[illegible]も[illegible]

さて[illegible]踊りますが[illegible]の強いものを添へた時は決して綺麗に食べ盡されて[illegible]られる事を知つて居ます嗜好に依りましては七味唐辛子や胡椒の樣な刺戟性のものを付けてもかまはないと思ひますが子供の辨當には斯樣なものは好ましくありません又

◆餅は經濟的で滋養も

ふ事に於て最も優れて居るのは餅の辨當であります尤も之は先方に燒いて食べる事の出來る樣な所がある人に限られます家で燒いて持つて行つては堅くなるからであります餅は決して不消化ではありません糯の澱粉は普通の米の澱粉よりも一步糖分に近いものであります

◆ライス[illegible]は[illegible]でなければなりません

少くとも一圓二錢の餅は容積に於ては少くとも一本十五錢の仕出しの辨當、一皿二十錢のライスカレーに當り養分に於ては劣りません本紙の[illegible]所その日その日は饑に結構に拜見して居ますが辨當のお菜の事は書いて無い樣ですから私の實行して居ますものを二三お目に掛けます

## 席を讓らぬ人
─親切な朝鮮人の好意─
『公德心を重んじない人々』

貴紙二十二日の夕刊紙上にありました不愉快な△△△△△車の一夜と題する投書に似て非なる事柄ではありますが、私も最近此種の極めて不愉快な一事實に遭遇したので貴重な紙面の一隅を拜借したいと考へます、去る二十日の午後六時半發北行列車に投じました、私は天安驛から南大門に赴くべく見ても腰をおろす場所がありません、暫く車室の入口に立つて居りましたが、ヤットの事で中央の腰掛に一人分の空席を見附、直に其處へ參りますと其處には官吏か會社員らしい若い夫婦が一人の乳飮兒を連れて、差向ひに四人分の席を占めて居ました、婦人の方は小供連れですから私の方から遠慮して男子の方へ『甚だ失禮ですが少々御讓りを願へますまいか』と賴んで見たのは其人の傍に置いてある一番の信玄袋を下せば、私一人の席は空くので別に異存もあるまいと信じて居たのです、が其人の曰くには『僕は小供連れで、始終オムツの出し入れを仕なければならぬから、此の信玄袋を下すことはなりません』と取合はず、私は心中甚だ快くなかつたと同時に其不當を責めることは知つて居ましたが、待てよ南大門迄僅か三時間足らずの間、結局立つて居つた處で些々たるものだ、婦人と小供に免じて我慢しようとそのまゝ引下つて暫時又其處らをマゴ/\して居ますと私の後ろに當つてヨボと呼ぶものがありました、私が振り返つて其人を見ると其人は直ぐに自分が席を立つて私に『お掛けなさい』と云ふのです、私はその朝鮮人の厚意をしみ/\と有難く思ひましたが、人に立つて貰つてまで自分の席を得ようとは思ひませんので、私は之れで結構ですと再三辭退しましたが辭退すればする程其人は切りに勸めますので遂に、私は其人の好意を無にすることが出來ず窮屈を忍んで貰つて三人して座を占めましたが、私は第一の人の態度を憐むと共に新附の同胞に對して眞に恥しい思ひをしたのでした(KM生投)

仁川米豆取引所　二十三日の三月限　[illegible]

連絡船上陸客　二十二日　午前釜山入港新羅丸[illegible]二等客[illegible]

# 演藝案內

大正館　電話八七三　[illegible]

壽館　京城本町　電話一〇五〇　[illegible]

壽座　京城　電話五七八番　[illegible]

黃金館　電話二三六六　[illegible]

稻荷座　本町五丁目　浪花節　[illegible]

有樂館　[illegible]

法人登記公告
一、水原地方金融組合登記事項中理事今村勇吉大正七年壹月七日京畿道水原郡水原面[illegible]
右大正七年壹月貳拾[illegible]日登記
京城地方法院水原支廳

解雇廣告
店員　安達清太郎
右の者今般解雇致候間同人と關係無之候に付此段廣告候也
一月廿二日　京城明治町　唐川吳服店

一、大割石買入
價格壹坪に付壹圓七拾錢位
但し壹立坪とす
右買入致度候間希望の方は御來談あれ
元山春日町二番地　澤井組

廣告
三好彌太郎
洪淳祐
吳德根
大正六年拾貳月拾貳日本報揭載の名者本會朝鮮總務局經營中より御取扱有之候處今回事實判明相受候に付不注意の段廣告候也
大日本武德會(?)

中古ミシン賣買
修繕・賃貸
部分品・針並油
京城鍾路二丁目パゴダ公園前
楠ミシン商會

▲外套、毛布、防寒襦袢一切
拂下品販賣
▲軍隊　鐵道　被服
特製品賞川向(?)[illegible]
龍山元町二丁目　金子商店
電話龍山一〇五番　振替京城三八二三

大阪堂島米穀取引所仲買人
曾我一郎商店

優等清酒
醸造元　廣島縣西條町　木村靜彥
發賣元　京城府鍾路(中央市場)　河野酒店　電話二三〇八番

旅行用具一切
朝鮮特産　專賣品　ワングル製鞄
毛布二枚續上物　三圓五十錢以上各種
東京製鞄各種
防水布マント各種
寬法瓶及中瓶取替
鞄製造販賣
京城本町一丁目　高木旅行用具店　電話一三四番

保三郎　重患生前に是非面會したし　すぐ歸宅せよ　父より

手足のかゆみいたみがよくなをる
しもやけ根切薬
各藥店に取次あり　本舖　東京日本橋上槇町　安川晃榮堂　定價十錢　廿錢　卅錢

誰でも樂に金儲が出來る
不景氣騰貴の今日人間の生活上に缺く可からざる日用品を有力な製造業者お聯合共力して特殊の方法に依り無比の特價市價の半値乃至三分の一で直卸を初めた此の地方一名限りの特約專賣店となり活動すれば如何なる小資本家でも金モックは樂々と意の儘である希望者は返信料添へ東京本鄕湯島六の十五番地東京日用雜貨製造組合直卸部へ照合次第金モックの手引たる案內書及び季節向商品數萬種の製造直卸原價表を無代進呈す

耐火煉瓦
▲蠟石煉瓦(三十番より三十四番)
▲シヤモツト煉瓦(三十番より三十四番)
▲ダイナス煉瓦　▲マグネシヤ煉瓦
▲耐火モルター其他耐火物各種
平壤府橋口町(電話壹貳五番)　合資會社　京谷商店

內科　小兒科
中島醫院
京城府明治町二丁目(本町江戶川横より入る)電話三七八番
入院隨意(普通病室)(隔離病室)　院主　中島貞信

外科　皮膚科
瀬戸醫院
京城旭町二丁目(舊三丁目)電話二四九八番
(診察夜九時迄)　醫學士　瀬戸潔

資本金　壹百萬圓
諸積立金　二十七萬餘圓
京城南大門通一丁目
株式會社　朝鮮商業銀行
電話五五八番、六八一番　振替京城一六三四番
一般銀行業　倉庫業
銀行長　趙鎭泰　支配人　豊田明敬
南大門支店　電話五四〇番　振替一六〇六番　平澤支店
本町支店　電話五八〇番・二九番　群山支店
仁川支店　電話一八九番・四二番　東大門出張所

# 朝鮮總督府官報 拔萃

第千六百三十號

○府令

朝鮮總督府令第四號

肺結核豫防ニ關スル件左ノ通定ム

大正七年一月十五日　朝鮮總督　伯爵長谷川好道

第一條　學校、病院、製造所、船舶發著待合所、鐵道停車場、劇場、寄席、宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、理髮店其ノ他警務部長ノ指示スル場所ニハ適當個數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

前項ノ唾壺不適當ナルカ又ハ其ノ個數充分ナラスト認ムルトキハ警察署長(警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、分遣所ノ長ヲ含ム以下同シ)ハ唾壺ノ變更ヲ命シ若ハ之ヲ增置セシムルコトヲ得

第二條　前條ノ唾壺ニハ唾痰ノ乾燥飛散ヲ防ク爲消毒藥液又ハ水ヲ容レ置クヘシ

唾壺內ノ唾痰ハ左ノ各號ノ一ニ依リ消毒シタル後投棄スヘシ

一　唾壺內容物ノ十分ノ一乃至二十分ノ一量ノ粗製炭酸曹達(洗濯曹達)ヲ投入シ攪拌シツツ更ニ唾壺內容物ト同量以上ノ熱湯ヲ注加シ覆蓋ヲ施シ冷却セシムルコト

二　唾壺內容物ト同量以上ノアイゼル溶液(五十倍アイゼル液一分水四十九分)石炭酸水(二十倍結晶石炭酸五分醫一分水九十四分)又ハクレゾール水(十倍クレゾール石鹼液十分水九十分)ヲ投入シ攪拌シタル後クレゾール水ニ付テハ一時間其ノ他ノモノニ付テハ二十四時間以上放置スルコト

第三條　警務部長ノ指定シタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル宿屋ハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ

一　貸浴衣寢具ニ附著スル白布ハ使用者ヲ更ムル每ニ洗濯スルコト

二　肺結核又ハ其ノ疑アル患者ナルコトヲ知リタルトキハ其ノ患者ノ居室ハ消毒スルニ非サレハ他人ヲ宿泊セシメサルコト

三　肺結核又ハ其ノ疑アル患者ノ使用シタル物品ハ消毒スルニ非サレハ他人ニ使用セシメサルコト

第四條　病院ハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ

一　肺結核患者ト他ノ患者トヲ同室ニ收容セサルコト

二　肺結核患者ヲ收容シタル病室ハ消毒スルニ非サレハ他ノ患者ヲ收容セサルコト

三　結核病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物品ハ使用者ヲ更ムル每ニ消毒スルコト

第五條　前三條ノ消毒方法ハ大正四年朝鮮總督府令第七十一號ニ依ルヘシ

第六條　監獄、官公立ノ學校、病院、養育院、育兒院、製造所、官設ノ鐵道ニ於テハ其ノ首長ハ本令ノ規定ニ準シ相當ノ措置ヲ爲スヘシ

第七條　第一條及第六條ノ場合ニ於テハ唾壺外ニ唾痰ノ略出スルコトヲ得ス

第八條　第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第九條　左ノ事項ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一　第一條第一項第二條第三條又ハ第七條ニ違反シタル者

二　第一條第二項ノ命令ニ違反シタル者

第十條　第一條ニ規定スル場所ノ首長又ハ營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ事業ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

---

## 左甚五郎　第百四十七席

桃川如燕口演　浪上義三郎速記

河童の吉藏は藍小辨慶の袷に唐衣を襲ね、紺の三尺を結び豆絞りの手拭で頰冠り、麻裏草履つッかけて駒形河岸へ來て見ると、赤岩の妾宅、一間の格子に窓が附いて黑板塀に赤松といふ家へ、吉藏は家の前を二三遍往つたり來りして居るのは赤岩が居るか居ないかと云ふのを見る爲でもあつたか、怱然として居る格子に手を懸けて「一寸御免なさい」、お婆が出ます「ハイ」と云つて出て來たのは五十ばかりの老婆 婆「何んですね」吉「エ、赤岩さんのお宅といふのは此方ですか」婆「然うでございます」吉「旦那に少しお目にかゝりてえので」婆「旦那は居らつしやいませんよ」吉「それぢやア御新造にお目にかゝりたい」婆「御新造さんもお不在です、何か御用なら又出直してお出なさい」吉「俺は遠方から來たもので、又出直す譯にも行きませんからお歸りまでお待ち申しませう」婆「待つて居たつて何時お歸りなさるか知れません、何うかお歸つて下さい」と云つて居る處へ上り端へ出て來た幾代 幾「何だね婆や、何誰かお出なすつたのかね」婆「ハイ、何だか知りませんが此の人が御新造にお目にかゝりたいと云ふのですよ」幾「何の御用か知らないがお聞き申したら宜からう」吉「ごめんなさい貴下此方へお入んなさい」吉「ヘイ、お邪魔をいたしまして相濟ませんそれぢやア御免を蒙りまして」と腰を卸して手拭で塵埃を拂ひ中へ入つた途端、互ひに顏を見合せて驚いた 幾「オヤお前は吉さん」吉「幾アお主はおいくぢやア無ゑか」幾「アラまア何うしやう」吉「何うしやアじやア無え、汝こそ何うした譯で此處に居るのだ」幾「まア兎も角も此方へお上り、奧で悠然話しを爲やうから」吉「然うか」と吉藏が奧へ通ると、間もなく酒肴を出して 幾「まア吉さん」と口をお上り、皺[illegible]みながら話さうから 吉「俺も[illegible]てゐことも有れば聞きてゐことも

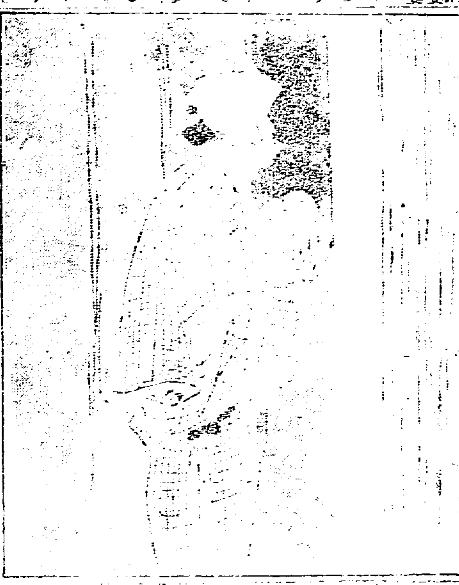

が二人の人を殺して何處へ行つた[illegible]か行衞知れず、幾はお前の跡を追[illegible]覺けて[illegible]所方々を探し廻り隨分苦[illegible]前なし[illegible]女役者に[illegible]上[illegible]赤岩[illegible]二人に[illegible]前になつて居るが、惡うもて居る[illegible]門にお前に逃延よかとそれを樂み[illegible]

ある 幾「まア本統に久しぶりであつたね、妾はお前さんに會たくつて方々探して居たのだが、能く知れて來てくれたね」吉「聞きやアお前は女役者になつて今じやア赤岩の妾になつて居るといふことだが」幾「それも是も皆なお前さんの爲、行衞でお前もあゝした譯になつたにして居たのだが、能く知れて來てくれた」吉「俺も行德で酒の上とは云ひながら友達と喧嘩をして思はず二人を殺め暫く牢へ入つて居たが、赤岩の爲に助けられ彼の屋敷で仲間奉公をして居た處安宅丸の一件で赤岩の手先を働き度々懸心をした處、こゝへ〳〵屋敷は焼[illegible]來た」と委細を話しました 幾「それならお前妾を伴れて逃げておくれ、元々年も違つて居るし生涯身を任せるつもりでは無いのだから、妾と一緒に此處を逃げて夫婦になつておくれ」吉「お前が然う[illegible]

(京城上本村履[illegible]行もかねん)

[illegible]


外科一般　皮膚科
泌尿器科　花柳病科
院長　安部修三
京城永樂町二丁目金光教會隣
安部醫院
電話四一九番

新案特許 パイン「學生號」 萬年筆愛用
定價　金貳圓八十錢也
發賣元　京城太平通一丁目　振替京城三〇〇番　京城日報社代理部

さらが 赤毛染 ナイス
自然の黑髮の色艶に染る
理想的の完全染毛料
五大特長
便利二十分で染まる
染色漆黑艶美也
洗ふても褪せず永保し
[illegible]
[illegible]
發賣　東京大阪　丹平商會

内科小兒科
入院隨意(普通病室並ニ隔離病室)
京城旭町一丁目
小林醫院
醫學士 小林千詩
電話六九二番

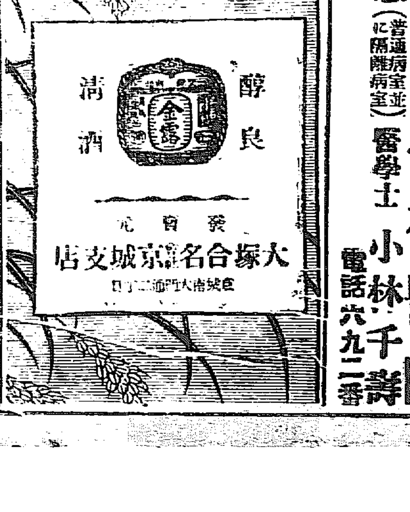



發賣元　大塚合名會社京城支店
京城南大門通二丁目

株式會社 第一銀行支店
資本金 二一、七〇〇、〇〇〇圓
積立金 一二、二〇〇、〇〇〇圓
諸預金 一八八、〇〇〇、〇〇〇圓
支配人　西村道彥
京城府本町二丁目(振替貯金京城一一番)

眼科專門
京城若草町(黃金町通り若草町新道路中程)
金井眼科醫院
電一五五六
新築落成 入院隨意 日曜祭日午前中



法定 消毒藥 アイゼル

肺結核の傳染病中最も恐るべきは喋々論を俟たず今度朝鮮總督府は殊に肺結核豫防法及其消毒藥を制定せられ三月一日より御施行相成るべく候に就ては豫防法第一條の學校○病院○製造所○船舶發著待合所○鐵道停車場○劇場○寄席○宿屋○料理店○飲食店○貸座敷○理髮店其他警務部長御指示の場所に配置せねばならぬ唾壺及第三、四條の室內並に物品消毒用の法定消毒藥アイゼルは全道著名の藥舖に於て販賣致し居候間御買求の上御常備あらんことを告ぐ

| 肺結核豫防法定藥稀釋の價格比較 | |
|---|---|
| アイゼル溶液の壹ボンド時價は | 金壹錢八厘 |
| 石炭酸水の壹ボンド時價は | 金拾錢 |
| クレソール水の壹ボンド時價は | 金七錢 |

京城鐘路　井上藥品部


汽車發著時刻

| 京釜線(南行) | 同(北行) | 湖南線(南行) | 同(北行) | 關釜連絡 | 京義線(北行) | 同(南行) | 兼二浦支線 | 京仁線(仁川行) | 同 | 京元線(北行) | 同(南行) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

京城日報
第五版
二十四日朝刊（朝夕刊併せて八頁）

# 亞細亞振興の機運（六）
## 帝國の使命と東邦永遠の平和

京城日報

我が帝國が、聯合國に左袒し、聯合軍と協同作戰に參加したる所以のものは、日英同盟の誼に基くと云ふと雖も、世界の平和を攪亂せる獨逸を膺懲して、東邦の平和を確保するに在るや論を俟たず。然れども、東邦の平和を永遠に確保するは、畢竟、亞細亞民族の振興に俟たざる可からず。而かも亞細亞民族の振興を期するは、支那の復活と統一とに俟たざる可からず。支那の復活と統一とは、又た我が帝國指導の下に之れが實現を期せざる可からず。

世界の大戰に對し、東邦の平和を確保するを以て日本の一大使命なりとせば、我が帝國は、宜しく支那を指導し、兩民族の精神的結合を圖り、日支提携の下に其の統一の業を成就せしめ、亞細亞振興の機運に應ぜざる可からず。蓋し支那統一の業たる、至難至艱の大業にして、內に南北の衝突あり、外に列國の競爭あるを以て、此等の障碍を一掃し、之れが成功を期するは、決して一朝一夕の能くすべき所に非ず。但だ日支兩民族の精神的一致、精神的結合に由りてのみ、終に其の成功を期すべき也。

日支兩民族にして果して精神的一致、精神的結合の實を擧ぐるを得ば、支那は日本の指導に由りて更始一新し、憲法政治の下に南北一致し、漸次に政治の統一、兵權の統一、財政の統一を期し、而して後二十二省の統一を期するを得べし。要は、國民的に日支提携の實を擧ぐるに在るのみ。

我が帝國の使命にして、果して亞細亞の振興を圖り、東邦永遠の平和を確保するに在りとせば、我が政府は今日に於て、宜しく支那を指導し、日支提携の實を擧ぐるに勉めざる可からず。支那も亦た宜しく日本の指導に由りて南北一致し、我が帝國と同一の步調を執りて參戰の任務を全うするに勗めざる可からず。日支兩民族和合の大計を畫せざる可からず。吾人は[illegible]

[illegible]世界の大戰は、亞細亞民族振興の一大時機也。[illegible]此の機に投じ、此の勢に乘じ、互に相提携して[illegible]平和に貢獻する所以也。[illegible]の志士仁人たるもの、盍ぞ一致協力して、此の大勢に應じて亞細亞振興の大計を立てざる乎。（完）

## 移入貿易

[illegible]

## 各年朝鮮貿易（五）
### 重要輸出品及國別輸出

△葉煙草● 輸[illegible]餘斤二十四萬二千餘圓にして七十九萬六千餘斤十五萬三千餘圓の增進なり本品は近來在來種の支那種を主とせしが近年耕作の發達と戰亂の影響とに依り黃色種に日本の種の支那米國及埃及等へ向け出荷を促進したる結果なり

△生牛● 三萬二千八百十七頭百一萬一千餘圓の出荷にして一萬二千九百二十一頭五十七萬六千餘圓を激增せり之れ米穀並生絲等市價の騰貴に依り內地農家の購買力を增進したるに由る

△海蘿● 百八萬三千餘斤三十七萬一千餘圓の出荷にして二十萬九千餘斤二十一萬餘圓の增進なり本年は海藻一般に不作なりしも內地機業界の盛況に伴ひ稀有の高値を現はしたるのみならず東京其他より買出商人入込み買煽りをなしたる等にて回落の增進を見るに因る

△魚粕肥料● 七萬餘扰四十二萬五千餘圓の出荷にして二萬四千餘扰二十萬六千餘圓を增進せり鰮の豐漁にて本品の生産額增加したるに一方內地に於ては米穀並生絲の騰貴より地方農村一般に好景氣に

[illegible]

## 遊支偶錄
### （五）歐米人と日本人

蘇峰生

歐米人の支那に於て、仕事をなすや、何處となく鷹揚也。自から大なる利益を取るも、其の網の目や疎にして、利益の若干は、目の外に漏れ出づる也。而して其の漏れ出づる所、是れ支那人の最も悅び、最も好み、最も樂しむ所たらずんばあらず。

然るに日本人は、利益は思ふか、若くは、塵も、水も漏さぬ樣、之を己れに攫ひ去る也。西洋の支那人と呼ばれたる獨逸人さへも、倘ほ一切の取引には、買辦を使用するに、日本人丈は、斯る仲介機關を排除して、概ね直取引を欲しつゝあり。而して山東鐵道の如きも、獨逸人の經營したる當時と、日本人の經營しつゝある今日とを比較して、其の收益の多寡、大小は何れにもせよ、支那人には、昨是今非の感を與へつゝあるは、是れ何故なる乎。獨逸人必らずしも寬大ならず、日本人必らずしも苛酷ならず。されど彼等が獨逸支配の往時を、歎しつゝあるは、何故なる乎。獨逸人は支那人に、下請負を做さしめつゝあるに、日本人は一切直營、事、我が手一つにて、之を行ふが爲めにあらずや。少くとも斯る感想を、支那人に懷かしめつゝある爲めにあらずや。

買辦制度は、支那の事情に通曉せざる歐米人に取りては、餘儀なき機關にして、支那人と直接に取引する能力を有する日本人には、或は無用の長物たらずとせず。[illegible]買辦制度あるが爲めに、歐米物貨に[illegible]所謂る賣買同盟の[illegible]制度なき我が物貨は[illegible]一たび燃ゆれば[illegible]の勢となる也。[illegible]支那人中に於て寧ろ中以上の資産力を有する者なれば、彼等の力により、組合支那人の一部に賣買同盟の出で來らんとするも、之を防止するを得る也。[illegible]

乃ち一事が萬事也。日本人は歐米人に比して、一方には、支那取引の上に、より多くの利益と便宜とを占めつゝあるに拘らず、他方に於ては、[illegible]以上の代價を、拂ひつゝあ[illegible]而して此の代價や、格外の高價なるを知る可し。

## 中央歐羅巴とは何ぞや

[illegible]

[illegible]獨逸は戰時一戰後は人心がだれる[illegible]從つて時勢の機先を制するのだ。之につけても聯合國の巴里經濟會議に[illegible]中央歐羅巴[illegible]ではないか。

## どうして（四十九）

布施生譯

それと見た兄の方は猛威を逞うして[illegible]や其の逞ましい腕が、妹の頸を緊付けやうとしたが、それは私がさせなかつた。私は素早く身を伸ばして娘を[illegible]と同時に伸びた兄の足を拂つたので、兄の屈強な身體は前へ打つて投げ出された。娘は[illegible]動かずに手早く靜つた紙帶の中から一枚手當り次第に抽出して容赦もなく火に燻べた。燻べられた紙帶はあつと言ふまもなく白い煙を殘して灰になつた。急所を傷けられた猛獸のやうな聲を出して親父は次郎太を斷んだがもう駄目と斷念たものか『おい[illegible]』と口早に言つて手早く入口[illegible]

[illegible]娘はあら、と言つたが猶豫もなく其處に立つ大樹の陰に驅込んだ。私も續いて驅込むとこりや驚いた。其處には私の乘つてきた馬がちやんと鞍まで着けて引出してある。おやと思ふまもなく娘は持つてきた提灯を火の點つたまゝ鞍の前輪に[illegible]んで大道に向け、脊中を敲いて置いて一飛に私の傍に身を避けた。敲かれて驚いた馬は暴風雨を吹いて跳上つたかと思ふと闇の[illegible]方へ驅出した。娘は[illegible]跡を[illegible]して『まあよかつた』と言ふまもなく親父と兄とが二人の傍を通り一目散に馬の後を追つて驅けてゆく足音が[illegible]『そら[illegible]父と兄とはあの提灯を目當に追つて參るのでございますよ』と言ひながら再び私の手に縋つて馬の驅けたのとは反對の方向に急いだ『ほんとに私を御信用遊ばして下さいまし乾度お宿へお伴れ申しますから』。娘は身を屈めて向風を突き衝りながら一步も足を緩めずに步を續けた『難有う／＼。しかし甚だ不見不知の僕の爲にどうして此樣にまでして下さるのです』娘は言葉もなく緊と私の手に縋つた。

### （雜誌抄）

□フグに中毒したら[illegible]

仁川米豆取引所
二十三日の三月限
[illegible]

京日案內
[illegible]
京城新聞社
287

店員入用　拾四五歲より武拾歲迄[illegible]
佐野屋

藥劑師採用　本人來談
京城黃金町三の二八〇
朝鮮蔘藥製劑所
230

女子募集　十四五歲より廿五六歲迄[illegible]
總督府印刷所

賣貸　[illegible]
杉本質店
253

木炭卸小賣　[illegible]
吉村商會
285

礦物定量分析
坂元分析所
258

農家寶典
農村青年會唯一の參考書
重寶記！！
[illegible]

時事新報社　日本一
少年　少女
新年號
盛觀
最新號出來
各十八錢
御註文即時

コールタール
島田忠作商店

WINSLOW'S
スケート
新着荷
ウインスロー會社製
ミマツ製
發賣元
美滿津商店
東京市本所區本所五丁目

五十三次
東海道
廣重畫　東海道五十三次
豫約募集　實費分本　前金不要
廣重畫現狀寫眞對照
廣重肖像入　東海道地圖附
會員金參圓五十錢
東京淀橋町　東光園

◆議會に臨む可く 田長政務總監は既記の通り政府委員として第四十回帝國議會に臨むべく逆瀨秘書官、伊田屬を從へ官吏、軍人、實業家、朝鮮貴族其他の多數者に見送られて二十三日夜七時五十分南大門驛發の列車で東上の途に着いた（寫眞は南大門驛にて）

# 第四十回帝國議會（東京特電）

## 貴族院（二十三日）

▲常任委員選擧 貴族院にては二十二日各常任委員長選擧の結果左の如く當選せり

豫算委員長 淺田德則
決算委員長 公爵 德川慶久
請願委員長 侯爵 細川護立
資格審査委員長 伯爵 川村鐵太郎
懲罰委員長 伯爵 林博太郎

▲特別委員會 貴族院の徴兵令改正法律案特別委員會は廿二日午前開會大島陸相の提案理由説明あり江木千之、石渡敏一、山脇玄氏等の質問あり同十一時四十分散會せり

▲共通法案 二十二日貴族院の議に附せられたる共通法案左の如し

第一條 本法に於て地域と稱するは内地、朝鮮、臺灣又は關東州をいふ
前項の内地には樺太を包含す

第二條 民事に關し一の地域に於て他の地域の法令に依ることを定めたる場合に於ては各地域に於て其の地域の法令を適用す二以上の地域に於て同一の他の地域の法令に依ることを定めたる場合に於て其の相互の間亦同じ
民事に關し地域に依り法令を異にする時は法例を準用す此場合に於ては各當事者の屬する地域の法令を以て其の本國法とす

第三條 一の地域の家に入る者は他の地域の家を去る
一の地域の法令に依り家を去ることを得ざる者は他の地域の家に入ることを得ず
陸海軍の兵籍に在らざる者及兵役に服する義務なきに至りたる者にあらざれば他の地域の家に入ることを得ず但し徴兵終結處分を經て第二國民兵役に在る者は此の限にあらず

第四條 一の地域に於て成立したる法人は他の地域に於て其の成立を認む
前項の法人は他の地域に於て同種又は類似の法人と同一の私權を有す

第五條 一の地域の法人は其の事務所若しくは營業所を他の地域に移轉し又は從たる事務所若しくは營業所を他の地域に於て設立することを得 [illegible]

[illegible]

第十八條 一の地域に於て刑事の處分又は假出獄の [illegible]

第十九條 一の地域に於て爲したる刑の執行猶豫の言渡又は假出獄の處分は他の地域に於て其の地の法令に依り之を取消すことを得

## 衆議院（二十三日）

二十三日午後一時十五分開議 [illegible]
勝田藏相、岡田文相 [illegible]
加藤海相、寺内首相 [illegible]
勝田藏相、大島陸相 [illegible]
本野外相、仲小路農相 [illegible]
田藏相の答辯あり五時四十分散會せり

◎獨墺對小露協約 和議は今や全く屏息の姿なり一時盛なりし [illegible]（倫敦電報）
ストリツフスクに於ける獨墺側と小露西亞との間に左の協約成立せり（倫敦電報）
（一）戰爭を終結する事（二）双方直ちに經濟關係を恢復する事（三）双方の委員は最後の平和條約批准前に各自の政府と商議する事

◎阪谷男渡支期 二十四日 [illegible]
東京出發 [illegible]

◎米國旅券 [illegible]

◎石星川軍の苦戰
[illegible]

◎和議進行に決す 南北和議の交渉を進行するに決定せり（北京電報）

◎露憲法會議解散 露國過激派政府は二十二日憲法會議を解散し二十二日より國民議會を開きて内政及び外交等を協議す可しと（露都電報）

◎自治政府の成立 ノヴオロシースクに於て獨立せる國會及び自治政府成立せり（露都電報）

◎汎獨主義の勝利 獨逸文武當局者間の意見衝突は最近圓滿解決し居るもの如く一時盛んにキウルマン攻撃を爲し居りし保守黨新聞の口調は一月十日頃より全然變化し來り文官側 [illegible]

◎農産物輸移出趨勢（下）
農作物栽培の餘地尚多大
青木農務課長談

[illegible]

▲時局の影響を受けて [illegible]

▲内地の農産物 [illegible]

◎三井物産の增資
一億圓に七千萬圓拂込 新重役の就任

三井物産會社にては輓近業務の擴張著しきものあり更に時勢の進運に順應し今後益々海外貿易の發展を企圖する必要上其の資本金二千萬圓を一億圓に增加すべしとの議論あり昨年來の懸案となり居りしが廿三日三井物産京城支店入電によれば廿二日三井物産本社に於て總會を開き二千萬圓の資本金を一億圓に增加し内拂込濟を七千萬圓とし未拂込を三千萬圓となす事並に從來法定其他の名目の積立金は其の儘全部据置く事を決定せりとあり而して重役は左の如し

代表取締役社長 男爵 三井源右衛門
代表取締役 三井養之助
常務取締役 藤瀨政次郎
同 小田柿捨次郎
取締役 早川千吉郎
同 福井菊三郎
同 安川雄之助
同 武村貞一郎
同 藤村義朗
同 小林正直
監査役 南條金雄
同 川村定次郎
同 三井高精
同 小室三吉
同 間島與喜
同 北村七郎

にして新重役の就任少なからざるが何れも高級社員より之れを拔擢し居れり乃ち安川氏は現に東京本店營業課長たり武村氏は大阪支店長たり藤村男は上海支店長たり小林氏は本店石炭部長たり南條氏は倫敦支店長たり川村氏は横濱支店船舶部長たり北村氏は本店の地位にあり、而して何れも一異動を免れざる可きが當分新重役は現在の地位を兼務する事となれる由

◎渡米差止眞相
獨墺人に限る
日米總領事館發表（[illegible]）
米國々務省は今回戰時政策として在外代表者に訓令を發し孰れの國籍に屬する領事館も大公使館も旅行者に對し許可あるに非ずんば旅券に裏書す可からざる旨命令したる如く米國總領事館は二十三日京城に於て斯く公告を出せり

◎軍司令官南巡
松川朝鮮軍司令官は來る二十七日より九日間南鮮部隊檢閲の爲め出張の筈なり

◎不破事務官退官 舊韓國政府時代其招聘に應じ日賀田財務顧問部に入りて併合後は引續き總督府度支部に勤務し居たる事務官不破氏は渡鮮以來十四年の久しき [illegible] 依願免官

◎久保局長南行 滿鐵京城管理局長久保要藏氏は二十三日午後七時五十分南大門驛發列車にて山縣政務總監一行と同車釜山に赴き同地より京釜線各驛に於ける現業員を慰問し歸京の豫定なり

◎原田社長東上期 朝鮮郵船社長原田金之祐氏は二十三日夜東上の豫定なりしが都合上二十五日午前八時四十分發列車にて直行の事となれり

◎記者團新年宴 京城記者團二十餘名は來る二十八日午後六時より朝鮮ホテルに於て新年宴晩餐會を催し平素關係深き官民十數氏を招待して懇話す可し

◎内通平壤支店 内國通運會社にては今回平壤出張所を平壤支店と改稱したり

◎農林學校生徒募集 水原朝鮮總督府農林學校に於ては來る四月入學せしむべき專門科第一學年生徒四十人（朝鮮人二十人内地人二十人）を募集する由入學資格は朝鮮人は高等普通學校卒業内地人は中學校卒業又は之と同等以上の學力を有する者にして試驗は三月二十日より三日間試驗科目は國語、漢文、數學、物理化學、動物、植物にして合格者は一月二十四日以後の官報又は同校に就き承合すべしと

◎スチーブンソン氏經由 [illegible]

人事消息

百鬼百匿

[illegible]

◎新春の石炭界
供給者態度强硬

七八萬噸位の見込なるが門司、若松兩港の積出炭は客臘來天候險惡なりしが爲に帆船汽船共に入港が絶えて自然の要求となり一齊に集中し波紋的しかも思へば一時に狀況を呈し採炭送出不足の實勢にありとて强く持して下らず爲に七年度契約炭の如き [illegible]

◎檢査員貨車便乘 滿鐵京城 [illegible]

◎稻城少佐視察 大邱步兵第八十聯隊附步兵少佐稻城豐穗氏は [illegible] 二十三日來城せり

婦人世界

眼鏡專門
レンズ精撰 技術精巧 品位確實 價格低廉 視力強健
京城南大門通
宮川大寶堂
電話二九五九番
(眼鏡製造工場附屬)

家庭小説 小松島
獻身的婦人
襲裟御前
小形天外 （新作）
長篇小説 靈鐘
子供の美
肺病奇効
若き婦人に勸む
活動寫眞小説 母こそ
波書店

卸部開業廣告
謹啓 [illegible] 卸小賣御引立 [illegible] 御愛顧奉懇願候 敬白
卸部取扱品目
[illegible] 日本酒、大關、飲料水、罐詰、食料品、砂糖、麥粉、澱粉、石鹸、洗曹達、硫酸、曹達灰、食器、樂器、洋物諸雜貨、マイト、自轉車附屬品、輸出雜穀、原蓆

釜山府埋立新町拾壹番地
大正生命保險株式會社代理店
福榮商會卸部
電話長

釜山府辨天町貳丁目參拾壹番地
福榮商會小賣部
電話

三月一日第三種郵便物認可 [illegible] 一部金拾錢 京城 [illegible] 振替 [illegible] 番

…し且日鮮滿で千六百萬噸の退拂を見噸を增加して十五六百萬噸同港積出所の出炭が如何程迄鐵道の大輸送用炭の減少を見越して需要者側に於て
しのみにして他は五百萬噸內外の迄一萬噸を增して六萬噸內外に達しに應じ得るや少くとも三月頃迄は高買を差控へたるも供給者側に於
出に過ぎず隨つて坑所貯炭は昨年たるべき見込なるが昨今の天氣回期節の轉換による人事或は天候のては如上季節的關係より一時船腹
末より十四五萬噸を增加して四十復と共に入港船は漸次增加の實を關係より船腹の供給は時々缺乏せの增加を示すとも炭界の趨勢は供給者側に於て弗々成立を見つゝあり(門司)

◉咸北螟蟲被害 咸北道に於ける昨年の粟作螟蟲被害は實には三割多きは三割以上に及ぶ箇所もありて之輕々に看過すべからざる狀況なるが該螟蟲は冬季間全部圃場に於ける刈株中に潛伏して越[illegible]なし以て該蟲の根絶を圖る方針也

◉咸北乾草好況(清津) 咸北道に於ては乾草製造に關し極力奬勵しとして納入せしものは富寧郡十三萬八千五百貫會寧郡二萬九百五十貫慶興郡六萬六千七百六十貫[illegible]

[illegible]出米穀及び大豆の檢査員は[illegible]事務上貨物列車に乘車方申出ありたる者ありたる時は特に三等乘車券を以て便乘方を取扱ふ事

# ◉何して細民を救ふか

## 京城府の活動=救濟事業の統一 基督教側との連絡

諸物價の騰貴に加へ舊臘末より續みなき寒氣の襲來に依り細民の生活益々困難なるべきを察し京城府に於ては之が救助金寄附の申出を爲せ一篤志者ありたることは當時掲載せし所なるが其の

◆重なるもの は金二百圓老人殿、金三百三十五圓朝鮮佛教禪教兩宗三十本山聯合、金五百圓子爵閔泳徽、金三百圓侯爵朴泳孝、金千圓天道教會等なり而して之が分配救恤方に付ては京城府は警察官憲と熟議の結果此際救助施行の爲め却て彼等社會に依賴心を助長するが如き弊害なき限度に於て全市に涉つて事實救助を必要とする人員の調査を爲すと共に府に於て調製せる

◆一定の證票 に被救助家族の人員並に大人小兒の區別を記入し警察官の手より交附することゝし此の證票持參者に對し京城府廳に於て其々救恤することに決定し廿四日より實行手筈整ひたり何ほ今日迄の寄附受入金は前記約二千三百五十圓にして冬期中に於ける救助には支障なき見込なりと

府は二十三日午前基督教聯合救濟會側より『ノーブル』博士スミス氏尹致昊氏、救世軍總司令官ブレンナ氏を府廳に招致し府尹より述べ

◆窮民救濟に 盡瘁されたる勞苦を感謝し併て前記の如く以後同一目的の下に救濟事務を開始すべきに付相互聯絡を保持し實施上遺漏なきを期し度き旨希望する所ありたるに對し何れも其の趣旨を諒し感謝の意味を以て聯合救濟會側に於ては從來の救助は之を廢止し爾後府及び警察官憲と聯絡を保ち救助事務に就き

◆引續き後助 の方法を[illegible]するべしとの申出あり又救世軍に於ても資金殘額を以て五六日間從前の救助を爲したる上之を止め聯合救濟會側同樣の措置を採ることに決し斯くて市內に於ける臨時窮民救濟事業は今後全く府に統一せらるゝ事となれり

# 文武大官

## ◉王世子殿下 石造殿に御招待

李王世子殿下は二十三日午後零時三十分より石造殿大食堂に於て長谷川總督山縣政務總監各部長官及び松川軍司令官、立花師團長外重なる文武官並に李堈公李王職高等官世子隨員等を招待せられ午餐會を催ふされ李太王殿下も列席されたるが記念の撮影あり午後二時過ぎ宴を終り其れより王世子は李太王殿下と共に嘉綃堂に於て阿只姫外御學友五名の遊戲を御覽ありたり

# ◉公會堂建設

## 設計を了ける

京城商業會議所にては曩に役員會評議員會等に附議し經費三萬五千圓の豫算を以て會議所事務所新築の件を可決し直ちに總督府に申請する所ありし事は既報の如くなるが當局にては

▲三萬五千圓 を以つて如何程のものを建設し得るや恐らく我が京城都市の繁榮と商工界の發達に隨ひ數年ならずして事務所の狹隘を感じ再び[illegible]を要とするが如き時機到來すべし、しかも一面我が京城は大都市の施設上公會堂の建設を必要とする今日なれば[illegible]準備すると共に此の際[illegible]するの至當なるを認め[illegible]設計を[illegible]したる結果[illegible]建設を[illegible]

△洋館を建設 し階上を公會堂として公共に提供し階下を會議所事務所並に評議員室等に充つべくして公會堂は約一千餘人を容るゝに足り其の敷地の如きは選定濟みの模樣なるが經費九萬圓の內三萬五千圓は會議所の負擔として殘額の五萬五千圓は果して如何なる方面よりの寄附に俟つべき模樣にして會議所にては有效地の寄附金等に就き二十四日役員會の開催を見る筈

◆李太王殿下 二十三日石造殿で催うされた王世子の午餐會に李太王殿下は珍らしくもシルクハットにフロックコートと云ふ御姿で籃輿に召されて赴かれた。

# ◉學者中の篤學者

## 故吉田東伍博士

文學博士吉田東伍氏の訃音を知らして[illegible]八木奘三郎氏を訪へば氏の曰く

私は吉田博士と左程に懇意ではなかつたが、何んでも吉田博士と初めて知合になつたのは明治二十六年頃、吉田氏が讀賣新聞の記者であつて、其頃故田口鼎軒博士の發行してゐた雜誌『史海』の記事に對し吉田氏が『落後生』といふ名で

◎盛んに評論 してゐた時代である。私は其頃同趣味の歷史に關する會合抔に關係してゐたので、大學へ吉田氏が時々來たさうして知合になつたのである。さうして吉田氏は石器時代の新研究をしてコロボックルに關して何か新らしい意見を發表した時、故坪井正五郎博士に知られたのである、それから何でも同氏は『逆讀日本歷史』といふ書を著はした事があるが

◎之れが今日 世に行はるゝ吉田博士著『倒叙大日本史』の初稿であつて其の後改訂正して[illegible]

吉田君は博士の篤學[illegible]

同氏は◎普通の學者 の樣に自分一人で多くの書籍を讀破するといふ事はなく必要な書籍を見るのに圖書館で間に合はせてゐた。[illegible]

◎氏の著書 としては明治卅何年かに『日韓古史斷』を著はしたが是は極めて貴重な研究を集めたもので當時一般の學者間に認められたのであつたが惜しい事には氏の名聲が今日程で無かつた爲め其の實行は

『倒叙大日本史』が完成したのであるが、而して同氏が十幾年の歲月を積んで『大日本地名辭書』を著はした事は有名な話であるが、此の書を著はした時の參考書といふものは富山房の斡旋で殆んど全國各府縣に亙つて有らゆる珍書を借出したもので大八車に何臺あつたか知れなかつたと云ふ事である。元來博士になつてから之を再販した所が非常に歡迎されたが此時は世間より殆んど僅少であつた爲め尤も後年氏が[illegible]

◎後年早稻田 の講師に聘[illegible]

何東涼氣滿更
愁千里舟車便
可遊洵夏山川
羞臨宴背[illegible]
出嘆登樓
[illegible]

# ⊠飛行商船

その構造=利用の範圍が廣い=船內の設備=將來有利な運輸機關=實行方法

英國が海上權を支配する如く空中に於ける全權を掌握す可く鋭意空中勢力の充實に努力してゐる事は何人も明に認める所である、今日英國に於ける飛行機の製造力は百千を以て數へ飛行船の製造力は百を以て數へると云ふ有樣である、然しその飛行船たるや決して

回一式に拘泥 する事なく空氣よりも輕い航空機を只管研究すると云ふ目的の爲めに樣々の飛行船を建造してゐるやうである此れに反して佛國では飛行船には最早多大の興味を有してゐないやうに見ゐる

只武軍の補助機關として僅に製作されてゐるのみ見る

許りだ、又英國に於ては飛行船を海軍に於ける防禦機關として頗る重要視してゐるやうだ、即ち潜航艇の透視、海岸警備等に主として使用されてゐる、然し主としての研究の目的を向けてゐる所は

回將來商業用 として物資の輸送の途に使用したいと云ふにあるらしい、然し商用飛行船は軍用飛行船と大にその構造並びに取扱ひ方が變らなければならない、先第一に最も危險と見做される水素瓦斯の漏出を防ぐ方法を巧く考ねなければならない瓦斯嚢は絹布綿布又は麻布の何れであるにしても最も瓦斯の漏出を防ぐ方法を考へなければならない瓦斯代を節約する事は商用として最も重要な事である、又瓦斯は高度溫度の差に依りて

回伸縮の差異 を來す最近のツエッペリン飛行船は水素瓦斯を壓搾した物を携行してゐる、又瓦斯嚢から此の壓搾器の內に瓦斯を取入れておく事も出來る、又ツエッペリン式の內部の瓦斯嚢と外皮との中間の間隙に空氣の入つてゐるのは溫度の激變を防ぐ事が出來る

利益があると同時に瓦斯嚢から漏出した水素瓦斯と空氣とが此所で混合した場合には頗る爆發性の強い一氣體が生づる危險を招くから將に一利一害である、けれどもこの危險も最近には空氣の流通をよくして防ぐやうにされたその結果として

回氣球の頂部 に砲塔を置いて發砲が出來るやうになつた更に獨逸に於て初めて創始された飛行船による旅客運搬事業は大に有望である事を明示した、尙自動車に依る運搬事業よりも將來はその範圍が廣くより多く有望である事が知れる

ツエッペリン飛行船內には既に電燈、電鈴、ストーブなどを始めとして有ゆる設備が設けられてある尙構築材料の金屬木材等に關する研究は今後大に考へられなければならない、然し一體に飛行船に關する研究は飛行機の研究よりも後れてゐるから今後大に努力して此の

回新しき方面 の開拓に進まねばならぬ、そして飛行機の爲し能ふ事は飛行船でも爲し能ふやうにならなければならない、從つて大さ及び形狀の研究から速度の關係から悉いては英國で採用してゐる吊籠の代りに飛行機の機體を瓦斯嚢の下に取付ける方法が十分に研究されなければならなからう

殘つてゐるにしても將來の商用として飛行船が最も有利な運輸機關である事は何人も承認しなければならないやうになつた、今後はこれが實行方法如何である、戰爭に於て苦き經驗を得たツエッペリン等は將來大に此の方面に實際的の有利な研究材料を提供する事とならう。

# ◉嬰兒を埋む

咸北吉州郡賜社面賜谷洞崔粉玉(三)は昨年春頃住所氏名不詳の男と關係し十一月二十四日嬰兒を分娩せしが其の始末に困り同里の山中にて嬰兒を壓殺して埋沒したることを此の程吉州憲兵分隊にて探知し粉玉を引致[illegible]

# ◉老婆殺し犯人

## 所在嚴探中

[illegible]大阪常盤町の老婆絞殺強盜犯人は江戶堀下通居守田力[illegible]嚴探中なり(大阪特電)

[illegible]共に同居舖[illegible]を引放し新に埋立新町に分店を設け專ら各得意先に對し忠實利便を計る事とせりと

◉窮民救助金(本社取次) 金四圓也 吉川居住內地人某

# ◉家逃中逮捕さる

[illegible]

# ◉羅南野砲兵の雪中射撃

羅南野砲兵第二十五聯隊[illegible]

# ◉過つて小女を撃つ

慶北慶州郡江西面安溪里居住原籍[illegible]は去る十六日午後五時頃廢銃に雷管及び彈丸を[illegible]

# 〔文藝募集〕

(課題外の規定は欄外にあり)

▲飮め給課題

一月卅一日締切

二月一日發表

# 大正六年下半期 第八拾壹期決算公告

貸借對照表

負債之部

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 資本金 | [illegible] |
| 諸積立金 | [illegible] |
| 諸預り金 | [illegible] |
| 他店より借 | [illegible] |
| 借入金 | [illegible] |
| 仕拂承諾 | [illegible] |
| 未拂利息及未經過割引料 | [illegible] |
| 前期繰越金 | [illegible] |
| 當期純益金 | [illegible] |
| 合計 | 貳五、九參壹、參六四、〇參 |

資産之部

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 拂込未濟資本金 | 貳、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 貸付金 | 壹、四貳六、七參八、貳參〇 |
| 割引手形及荷付爲替手形 | 六、貳參四、九〇四、七貳〇 |
| 他店へ貸 | 壹、四九六、參參貳、七九〇 |
| 仕拂承諾見返 | [illegible] |
| 預ケ金 | 七五〇、七九四、九六〇 |
| 諸公債證書 | 壹貳〇、〇四〇、參貳壹〇 |
| 社債券及株券 | 貳六壹、壹五六、五〇七、五〇 |
| 雜勘定 | [illegible] |
| 營業用土地建物 | 四九〇、七八五、五五〇 |
| 所有動產不動產 | 壹九六、七八九、七五〇 |
| 現金 | 壹、五六五、貳參四、九七參 |
| 合計 | 貳五、九參壹、參六四、〇參 |

利益金處分

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 當期純益金 | 貳〇六、參〇五、九壹五 |
| 前期繰越金 | 參五五、壹八四、貳四參 |
| 合計 | [illegible] |
| 積立金 | [illegible] |
| 賞與金 | [illegible] |
| 重務員退職慰勞資金 | [illegible] |
| 配當金(年九步) | [illegible] |
| 後期へ繰越 | 參六五、四九〇、壹五八 |

右之通り候也 長崎市築町百七番戶第壹號

株式會社 十八銀行

頭取 永見寬二

副頭取 松田英三

取締役 高橋守太郎

同 足立瀧二郎

同 松田精一

監査役 高見和平

同 藤瀨宗一郎

同 山田又三郎

◉生徒募集 朝鮮總督府農林學校 [illegible]

地方必適 內職 鼻緒 [illegible]

寫眞 京城日報社寫眞製版部 [illegible]

社員招聘 ◎支那代理店及直屬外務員 ◎[illegible] 日本興盛株式會社鮮滿支社 [illegible]

極樂 [illegible] 上達保證質問隨意 自宅獨習會員募集 見本會則無代進呈 帝國商武會

人事調查業務案內 [illegible] 京城本町四丁目百三十三番地 八事興信社

西村眞太郎著 第四版 朝鮮語會話 定價金八拾錢(郵稅四錢) [illegible] 賣捌所 京城日報社代理部 取次所 大阪屋號、巖松堂、京日各支局

朝鮮農園報

大日本優等清酒 白鶴 品質純良 衞生無害 攝津灘御影町 醸造元 嘉納合名會社 京城本町二丁目廿番地 發賣元 前田酒店 電話一三七番

# 櫻御殿

第百三十回　大阪　霞の家主人

## 二人士（九）

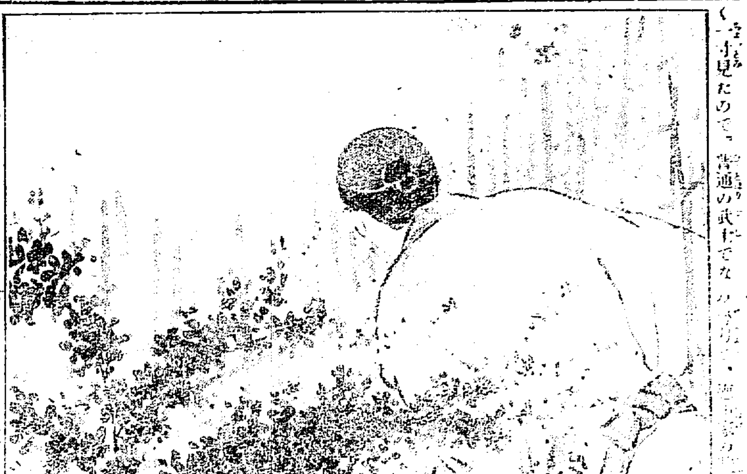

助左衞門はハッと思つた、油斷無く身構へて、そつと縁側まで忍び行き雨戸の隙間から覗いて見ると、月は眞白く照つて、それに白萩の花が亂れ、彼方にも此方にも松虫の鳴く音がする、その中に影の如く忙然と立つ男がある

夜目ではあり、萩籠を隔てゝ居るのでよくは分らぬが、腰の刀が[illegible]きら／＼と月にうつる、[illegible]邊を見廻すは、人の目に[illegible]るのを恐れるらしい、丈高く、[illegible]一寸見たので、普通の武士でないことが推察された

初めてその姿を見たときは『われに備へる警固の者であらう』と思つて、けれど熟く見るとそんな態度も無い、續いて『あの人も、我等と同じく秀頼公に仕官をすゝめられて、一端に止められて居るのではあるまいか』と思ひ付いた

『きつと左うぢや、きつと左うに違ひない、すると當家の主は秀頼公の旨を受けて、浪人召抱への役に當つて居るのであらう、あの男もわしと同じに麻痺藥を服まされて何も知らぬ中に引き込まれたのであらうか、それとも納得の上で來て居るのであらうか』と思つた

『納得の上で來て居るのなら、垣を破つて庭へ出る筈はない、やはり秀頼公へ仕へるのが不承知なのであらう、太閤の御世であつたら

何樣者でも欲んで仕官した、また太閤の御息の掛るのを此上もなく名譽とした、それが秀頼公の御代になると、もう人心が離れて了つて、これほどに厚待されても、[illegible]の手から逃げようとする、[illegible]世はさま／＼である、一寸した[illegible]

[illegible]

見て、家康の仕方の惡辣なのに一驚を喫しない者は殆んどあるまい、家康が月ならば秀頼は星である、然も今や黒雲に掩はれようとする小さい／＼星である

助左衞門はじつと見て居た、するとその士は幾度も周圍を見廻して、第二の垣に手を掛けた、雲は益々[illegible]が一時に止む、月はいよ／＼清く照つて、裾のあたりに白萩がぼろ／＼溢れる

『逃げるのぢや、逃げ仕度をして居るのぢや』

助左衞門は我身と同じ境界に居る武士が、外にも一人居るのを見て、多少の同情を禁じ得なかつたが、垣はまためき／＼と鳴る、その大の男が身を屈くして縮みあがる、助左衞門は不圖

『あの仁も逃げようとして居る』

わしも隙を窺つて居る、同じものなら力を協せて、望みを遂げるようにしようかと思つた

とたんに番人の突き鳴らす鐵棒の音がした、助左衞門は首を縮めて、今にも出さうとした聲を飲むで、

彼の男は喫驚して、庭の暗へ姿をかくした、我へ提灯提げた番人が進つて來る

「やあ、この垣が顏れて居るぞ、お客人が出られたのではないか」

前に進んだのが提灯をさし付ける

「實に／＼、足痕もついて居る」

後の一人は彼方の座敷をさつと[illegible]

「お客人、お在でか」と訊くて[illegible]

助左衞門は可笑しく思つた

[illegible]

## 露都へ入込む婦人商業隊

△其の敏捷と忍耐力に依る

露西亞から最近に來た諸報に依ると獨逸の婦人が

◇五十八百人 [illegible]に露都に[illegible]して居る[illegible]人はかういふ[illegible]

[illegible]

國との[illegible]のは戰爭が始まつて以來獨逸と露[illegible]

◇交通が杜絶 して獨露兩國の貿易といふものが全く行はれなくなつたのが、動頭兩國の間が依然の狀態になつたので、待ち構へて居た獨逸の商人達はソレとばかり露都へ押し掛けて行かねばならぬのであります、男は皆戰線に出て居ますので、かうした方面に活動する者がありません、そこで婦人をして

◇この任務に 當らせたのであらうと思はれます。然し今日のやうに露西亞のルーブルの下つて居る時は金錢で賣買することは困難でありますから恐らく品物と品物との交換をして居るであらうと思はれます。獨逸の方に餘つて居る品物を持つて行つて獨逸に缺乏して居る品物と

◇品物と交換 するのですが、婦人をかういふ方面に働かして見ると世界中で獨逸の婦人ほど役に立つ婦人はありません。美しいことにかけては佛蘭西の婦人と伊太利の婦人が世界第一等でありますが活動的婦人といへば獨逸婦人に過ぐるものはありません。獨逸では貴族は別として

◇總ての家庭 では御用聞といふものが殆んどありません。日用品を買ふにも女中を使つて居る家は少なく、毎日朝早く起きて市場へ買ひ出しに行くのです。女中を使つて居る家の主婦でも毎日自分で市場へ出掛け[illegible]日の入用品を買ひに行くのです。女中を[illegible]行つた奧さんでも女中ばかりに買物を持たさせず自分も持てるだけ持つて歸るといふ風ですから佛蘭西の婦人のやうに

◇朝から化粧 [illegible]うた女はありません。[illegible]物を買ひに出る婦人[illegible]

[illegible]

◇男よりも女 [illegible]

これは今[illegible]の戰爭の結果で[illegible]爭の起らない[illegible]に男は[illegible]さいふ國は戰爭[illegible]ありましたから婦人で出來る仕事は大抵婦人が引受けて男は[illegible]の下に國運發展の方面ばかりに[illegible]くやうにして居りました[illegible]人はかういふ教養の下に育[illegible]て居るので事務を執つて[illegible]と忍耐力に富んで居る[illegible]職の外ありません[illegible]

### 「寄馬祝」 春の歌

全南羅州 藤の家

大御代に召されし駒の勇ましく[illegible]

[illegible]


皮膚科 外科 專門　扇田醫院　京城太平通一丁目　電話一二五八番

壬皮なめし仕立 [illegible]

陸軍拂下　並に官衙拂下品 防寒切　佐藤古着店　京城府漢江通三丁目

最新刊　大阪屋號書店

資本金壹百萬圓　株式會社 漢湖農工銀行　京城

不動產抵當ニ依リ長期低利ノ貸出致候　支配人 遠山凞

支店 開城、春川、大田、江景、公州　所在地 清州、忠州、論山、鐵原、鳥致院

普通銀行業務ハ親切ニ御取扱可申候

ヒゲタ醤油　銚子港 田中玄蕃醸造　代理店 京城明治町一丁目 山邑 京城支店　電話八四九番 振替貯金京城七五番

眼科專門　入院隨意　江頭眼科醫院　京城明治町東拓横（電話二〇四四番）　江頭富雄

たんせき良藥 セキドミン　貳拾錢 拾五錢 五拾錢

百圓 [illegible]

大阪商船株式會社 汽船出帆廣告 [illegible]

日の出の勢　順風の船　それは我が國一般の御家庭に於て最も厚き御愛用を蒙る　品質本位　花王石鹸の賣行を譬ふ


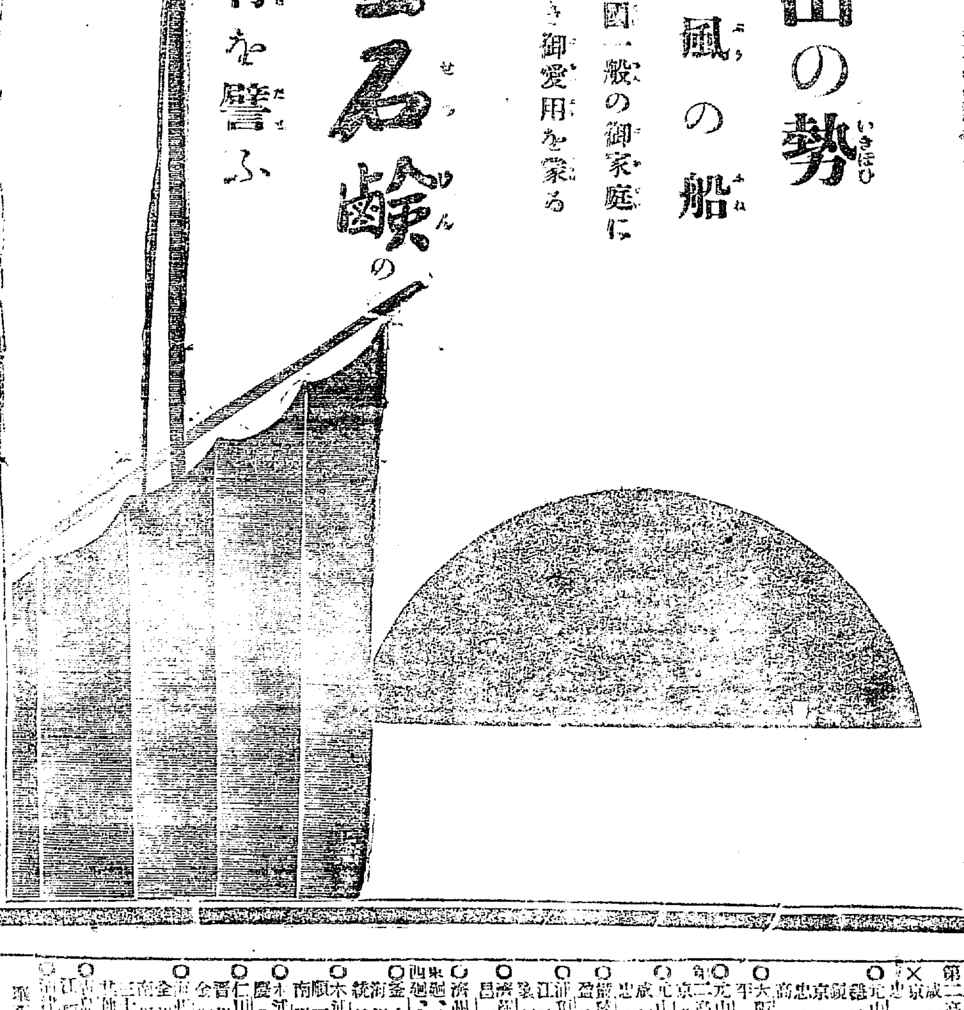

### 下關期米

二十三日後場（晝引）[illegible]

### 大阪期米

△二十三日後場 ▲當限寄付 二十五圓四十四錢 ▲中限寄付 二十五圓[illegible]十九錢

[illegible]


朝鮮郵船 出帆 [illegible]

尼崎汽船 仁出帆 [illegible]

釜山出帆廣告 [illegible]

共同汽船 仁川出帆 [illegible]

大阪商船 仁川支店 [illegible]